



現下の国際情勢を踏まえた地球環境問題に向けた対応

2026年6月29日

環境省大臣官房審議官 西村治彦



西村治彦（平成6年入庁）

（この10年）

- | | | |
|-----------|---------|----------|
| ■ 2016年春～ | 中間貯蔵参事官 | 福島 |
| ■ 2018年夏～ | 環境経済課長 | 金融、CP→GX |
| ■ 2021年夏～ | 地球総務課長 | |
| ■ 2022年夏～ | 総合政策課長 | |
| ■ 2023年夏～ | 秘書課長 | 人事、体制 |
| ■ 2025年夏～ | 現職 | 福島、地球 |

- 主要国の姿勢
- 中東危機、世界の分断
- 気候危機

- エネルギーの多様化・国産化など
⇒安定供給と同じ方向性になりうるもの
- CN投資による経済成長
⇒GX（グリーントランスフォーメーション）
⇒ S + 3 E の追求

- ※ COP30(2025.11):米グローバル企業が多数参加し、積極姿勢は変わらず。
- ※ アジアゼロエミッション共同体首脳会合(2025.10):
「気候変動への対処、包摂的な経済成長の促進、エネルギー安全保障の確保を同時に実現するという「トリプル・ブレイクスルー」達成の重要性を強調する「AZEC 原則」の意義を再度確認する。」

米国トランプ政権の動向（気候変動関係）



- **2025年1月20日に、第2期トランプ政権が発足。**同日、パリ協定からの脱退やエネルギー政策の見直しを含む40本以上の大統領令に署名。その後も、石炭生産拡大に関する大統領令（4月）、「One Big Beautiful Bill」成立（7月）、自動車の温室効果ガス排出基準の廃止（2026年2月）など化石燃料生産を推進、風力・太陽光・EV（電気自動車）を抑制する政策を進める。
- **2026年1月7日に、気候変動枠組条約（UNFCCC）や気候変動に関する政府間パネル（IPCC）を含む国際機関等からの撤退※を発表した。**また、同年**1月27日には、パリ協定から正式に脱退。**
※2026年2月27日に条約上の脱退手続を実施。2027年2月27日に条約から正式に脱退予定。
- 現時点で**米国以外で正式にパリ協定脱退を表明している国は無い。**COP30では、米国の出席はなかったが、各国が多国間連携により気候変動に立ち向かっていこうとする政治的意思が表れた。

パリ協定からの脱退に関する大統領令（要旨）（2025年1月）

- 私の政権の政策は、**米国経済に損害を与え、又は抑圧する可能性のある国際合意の策定と交渉において、米国と米国民の利益を最優先**すること。これらの合意は、米国に不当又は不公平な負担をかけてはならない。
- **米国国連大使はパリ協定からの米国の脱退について、直ちに正式な書面による通知を提出する。**米国としてはパリ協定及びこれに付随する義務からの離脱は、この通告の規定をもって直ちに効力を生ずるものとみなす※。
- **国連気候変動枠組条約の下で米国が行った資金コミットメントを直ちに停止し、又は取り消す。**

※ パリ協定上は国連事務総長への正式通知から1年以降に脱退が効力を生じる。このため、2026年1月27日に正式脱退となった。

エネルギー政策見直しに関する大統領令（要旨）（2025年1月）

- **エネルギー生産の奨励、重要鉱物のサプライチェーンの強化、「EV義務化」の撤廃**などを進める。
- **グリーンニューディール政策を廃止し、インフレ削減による支出（EV充電ステーションなど）を停止。**

米国の美しいクリーンコール産業の再活性化と行政命令14241の改正大統領令（要旨）（2025年4月）

- 国家安全保障を確保し、生活費を下げ、新技術による電力需要の増加に対応するため、石炭を含む国内のエネルギー生産を増大させる。

One Big Beautiful Bill（1つの大きい美しい法）（要旨）（2025年7月）

- インフレ抑制法で定めるクリーンな発電に対する税制控除に関して、風力・太陽光発電の控除対象年限を短縮。
- インフレ抑制法で定めるクリーン自動車（EV等）に対する税制控除の適用期限を前倒し。

温室効果ガスの危険性認定撤回、自動車の温室効果ガス排出基準の廃止（要旨）（2026年2月）

- 「米国史上最大の規制緩和措置」として、大気浄化法における温室効果ガスの危険性認定を撤回するとともに、全ての車両及びエンジンに対する温室効果ガス排出基準を廃止。

国連気候変動枠組条約第30回締約国会議（COP30）結果概要

会議結果のポイント

- COP30は11月10日～11月22日、ブラジル連邦共和国パラ州ベレンで開催。
- **石原環境大臣が日本政府を代表して交渉団長として参加。**
 - ・ **交渉**：ナショナルステートメントでは、1.5度目標を達成するために、国際社会が団結することの重要性を訴えたほか、閣僚級の交渉会合に参加し、議論に貢献。
 - ・ **二国間協議**：EU、英国、オーストラリア等と環境・気候変動分野に関する二国間協議を行ったほか、グテーレス国連事務総長とも会議を実施。
- 交渉では、包括的な内容を含む「**グローバル・ムチラオ決定**」が採択され、①**パリ協定10周年**、②**交渉から実施への移行**、③**実施・連帯・国際協力の加速**の三点を柱とする内容が決定。更に、世界全体での適応に関する目標に関する決定等も採択。これらを「**ベレン・ポリティカル・パッケージ**」と総称することとなった。
- 我が国からは、パビリオン、セミナー等を通じて、**我が国の脱炭素技術等を発信**。



※ブラジル政府HPより引用



ベレン・ポリティカル・パッケージ

グローバル・ムチラオ※1決定

(カバー決定)

緩和

- ・ 温室効果ガス削減目標（NDC）や長期戦略の未提出国に対して、**可能な限り早期に提出するよう促す**。
- ・ 隔年透明性報告書（BTR※2）が温室効果ガスの削減の実施の取組の進展と、パリ協定実施に残存するギャップを示す。

資金

- ・ 新規合同数値目標（NCQG※3）の文脈で、2035年までに**適応資金を少なくとも3倍に増やす努力**を呼びかけ。

一方的措置

- ・ 貿易の役割に関する国際協力の強化の機会や課題等を今後検討する。

個別議題の決定

緩和

- ・ 緩和作業計画（MWP※4）の継続を検討。グローバル対話（森林・廃棄物等）の知見等に留意。

適応

- ・ 適応分野の進捗測定のための指標を採択したものの、完全な合意には至らず、今次会合の結果をベースに翌年も継続検討することが決定。

グローバル・ストックテイク（GST※5）

- ・ GST 1 の成果の実施に関するUAE対話を2026－2027年に行うことを決定。
- ・ GST 2 にIPCCの知見及び最良の科学の活用を推奨。

公正な移行作業計画（JTWP※6）

- ・ 1.5℃目標と公正な移行への経路との関連性を確認。既存の関連する活動整理及び国際協力強化に向けた検討の実施が決定。
- ※資金、透明性、対応措置、技術、ジェンダー等についても決定

※1ブラジルの現地の言葉で共同作業、協働、共に働くの意

※2 Biennial Transparency Report

※3 New Collective Quantified Goal

※4 Mitigation Work Programme

※5 Global Stocktake

※6 Just Transition Work Programme

国連気候変動枠組条約第31回締約国会議（COP31）概要



日時・場所等

日時：2026年11月9日（月）～11月20日（金）※首脳級11日～12日

場所：トルコ共和国アンタルヤ

議長：ムラト・クルム環境都市気候変動大臣

交渉議長（オーストラリア） クリス・ボーウェン気候変動・エネルギー大臣

議長国の関心事項：①ゼロ・ウェイスト、②強靱な都市と都市変革、③先進国と途上国の橋渡し、④地中海・アフリカ・太平洋地域の強靱性強化



予想される主要論点・テーマ等

総論

2025年のCOP30では、締約国は引き続き**世界全体で気候変動対策を進めていく政治的意思**を確認した。また、これまでのCOP交渉を通じ**パリ協定のルール策定、メカニズム構築、目標設定はほぼ完了し、パリ協定は「交渉」から「実施」の段階へ移行**。これに伴い、COP31では更に**「実施」を強力に推進するための議論が想定**される。

緩和（温室効果ガスの排出削減等）

1.5度目標達成に向けた緩和策の更なる加速化・野心向上について議論。2026年が2回目の提出にあたる**隔年透明性報告書（BTR）**、2026年に継続の是非を含めとりまとめる予定の**緩和作業計画（MWP）**、COP30の「グローバル・ムチラオ決定※1」において立上げが決定した「**Global Implementation Accelerator※2**」や「**Belém Mission to 1.5※3**」等についても検討予定。

※1 グローバル・ムチラオ決定：緩和や資金といった分野を横断した幅広い内容が盛り込まれたカバー決定。COP30において採択。

※2 Global Implementation Accelerator：COP30・31議長国の下、各国のNDC・NAP（国家適応計画）実施支援を目的としたイニシアティブ

※3 Belém Mission to 1.5：COP29・30・31議長国の下、NDCとNAPの野心と実施を可能にし、緩和と適応の両面でその実施加速、国際協力、投資を検討するもの。

適応（気候変動影響による被害の回避・軽減）

「UAE-ベレン作業計画」における**適応の進捗を測る指標について議論を継続**。更に、UAEフレームワークの実施を支援するための「**バクー適応ロードマップ（BAR）**」や今後の指標運用に向けた技術的課題を検討する「**適応に関するベレン-アディスビジョン**」についても議論予定。

※BAR: Baku Adaptation Roadmap

気候資金その他

「**気候資金に関する新規合同数値目標（NCQG）**」の着実な実施や必要な資金支援等について、議論予定。また、**公正な移行作業計画（JTWP）**において、国際協力に関する「**公正な移行メカニズム**」について検討予定。**第2回GSTの情報収集・準備の開始。**

経済産業資料資料(2025.11)より引用

AZEC (Asia Zero Emission Community)

- Proposed by PM Kishida, 2022
- 11 partner countries from ASEAN, Australia and Japan
- AZEC Energy Ministerial Meeting (Tokyo, Jakarta, Kuala Lumpur), AZEC Leaders Meeting (Tokyo, Vientiane, Kuala Lumpur) in 2023-2025
- Goal: Share the common goal of carbon neutrality and collaborate for realistic transition through various pathways.
- Actions: (a) AZEC solution, (b) Sectoral initiatives on Power, Fuel and Industry sectors, (c) Joint projects
- Team Japan, the government, JBIC, NEXI, NEDO, and private companies, provide tailored support on policy, technology, finance, human capacity.



Australia



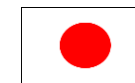
Brunei
Darussalam



Cambodia



Indonesia



Japan



Lao PDR



Malaysia



Philippines



Singapore



Thailand



Viet Nam

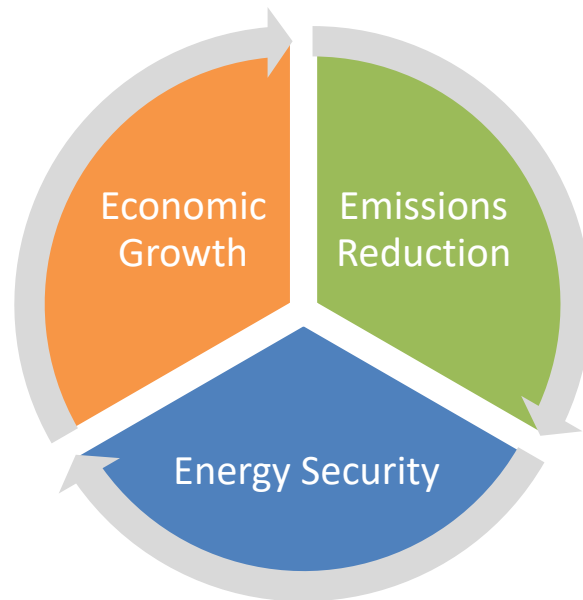
2023 : Principles

“Asia Zero Emission Community (AZEC) Principles”

Triple breakthrough

Japan aims to simultaneously achieve

- Emissions Reduction
- Economic Growth
- Energy Security



One goal, various pathways

Toward our common goal of achieving net zero, we will make practical energy transitions through various pathways depending on the circumstances of each country.



G7環境大臣会合



- 2026年4月23-24日、パリにて開催されたG7環境大臣会合に石原環境大臣が出席。
- 成果文書を取りまとめ、G7としての結束を示した。我が国からは、特に気候変動、生物多様性保全、プラスチック汚染対策について、国際協調の下で取組を進める重要性を発信。
- 成果の一つとして、議長国フランスのイニシアティブ「**自然と人々のファイナンス・アライアンス**」を発表。新規基金の創設ではなく、**官民の資金提供者が任意で集まり、案件形成に向けた協調を含む連携強化と自然へのファイナンスの拡大を目的**とするもの。G7各国内外の資金提供者の参加が呼びかけられている。



成果の概要

6つの個別成果文書と、それらを総括した成果文書が採択されるとともに、議長国フランスのイニシアティブによるアライアンスやパートナーシップを設立。

①自然と人々のファイナンス・アライアンス

自然の保全等へのファイナンスを調整及び強化するために、民間セクター、慈善団体、公的金融機関が任意参加する「自然と人々のファイナンス・アライアンス」を始動する議長国フランスのイニシアティブを、謝意をもって認識する成果文書を採択。

②不動産レジリエンス・パートナーシップ

自然災害に対する不動産（建築物、インフラ）等の脆弱性を低減し、強靱性を強化することを目的に、国際連携の強化を議論。関連する情報やデータへのアクセス・活用、対策立案や優良事例の共有などに関するパートナーシップを議長国フランスのイニシアティブで設立する成果文書を採択。

③海洋保護区管理アライアンス

海洋保護区管理の強化に向け、各国の優良事例の共有・発信等をする「海洋保護区管理アライアンス」を設立する**成果文書を採択。**

④違法・無報告・無規制（IUU）漁業への対応

IUU漁業対策における既存の国際協定などが、行動の確固たる法的基盤となることを強調する**成果文書を採択。**

⑤砂漠化と安全保障

砂漠化、土地劣化及び干ばつについて、安全保障リスクの増幅要因として位置づけ、土地及び生態系の保護・回復等を戦略的優先事項として推進するコミット等を再確認する成果文書を採択。

⑥水汚染に取り組むG7水コアリション行動

汚染への対応を含む水資源の保全等の推進に向けて、革新的解決策の共有等のために、本年、G7・G20議長国による『イノベーション・デー』を開催予定。これを含む「水汚染に取り組む水コアリション行動」の**成果文書を採択。**

今年3つのCOP（気候変動、生物多様性、砂漠化）が開催されることを踏まえ、G7 2030年自然協約(Nature Compact)や国際環境アジェンダに関して議論が行われた。議長サマリーが準備された。

GX（グリーン・トランスフォーメーション）について



GXとは

- 産業革命以来の化石エネルギー中心の産業構造・社会構造をグリーンエネルギー中心に転換する概念
- 脱炭素と産業競争力強化・経済成長の同時実現を目指す

GXを支える法体系

（2023年5月成立）

GX推進法

- GX経済移行債の発行
- 成長志向型カーボンプライシングの導入

GX脱炭素電源法

- 地域と共生した再エネの最大限の導入拡大支援
- 安全確保を大前提とした原子力の活用／廃炉の推進

GX推進戦略

（2023年7月28日閣議決定、2025年2月18日改定（＝GX2040ビジョン））

規制・支援一体型投資促進策

- 10年間で**150兆円**超の官民投資
- 政府から10年間で**20兆円**規模の支援
←GX経済移行債
- 環境省もGX財源を活用し、**断熱窓改修**、**商用車電動化**、**地域脱炭素**等を支援

成長志向型カーボンプライシング

炭素排出に値付けをし、GX関連製品・事業の付加価値向上
⇒GXに先行して取り組む事業者へのインセンティブ付与

- 2026年度～ 「**排出量取引制度**」の本格稼働
- 2028年度～ 炭素に対する「**賦課金**」（化石燃料賦課金）
- 2033年度～ 排出量取引の段階的有償化（発電事業者）

GX実行会議

- 総理**を議長、官房長官・GX実行推進担当大臣（経産大臣）を副議長とした会議。
- 環境大臣**は外務大臣、財務大臣とともに**常設の構成員**として出席するほか、有識者12名も参加。
- 2022年7月以来これまで16回開催され、GXに関わる方針等を議論。
- 成長戦略17分野のうち「資源・エネルギー安全保障・GX」については、GX実行会議の下に設置されたGX専門家ワーキンググループで議論。

GX2040ビジョン（GX推進戦略改訂）（2025年2月18日閣議決定）の概要

1. GX2040ビジョンの全体像

- ロシアによるウクライナ侵略や中東情勢の緊迫化の影響、DXの進展や電化による電力需要の増加の影響など、将来見通しに対する不確実性が高まる中、GXに向けた投資の予見可能性を高めるため、より長期的な方向性を示す。

2. GX産業構造

- ①革新技术をいかした新たなGX事業が次々と生まれ、②フルセットのサプライチェーンが、脱炭素エネルギーの利用やDXによって高度化された産業構造の実現を目指す。
- 上記を実現すべく、イノベーションの社会実装、GX産業につながる市場創造、中堅・中小企業のGX等を推進する。

3. GX産業立地

- 今後は、脱炭素電力等のクリーンエネルギーを利用した製品・サービスが付加価値を生むGX産業が成長をけん引。
- クリーンエネルギーの地域偏在性を踏まえ、効率的、効果的に「新たな産業用地の整備」と「脱炭素電源の整備」を進め、地方創生と経済成長につなげていくことを目指す。

4. 現実的なトランジションの重要性と世界の脱炭素化への貢献

- 2050年CNに向けた取組を各国とも協調しながら進めつつ、現実的なトランジションを追求する必要。
- AZEC等の取組を通じ、世界各国の脱炭素化に貢献。

8. GXに関する政策の実行状況の進捗と見直しについて

- 今後もGX実行会議を始め適切な場で進捗状況の報告を行い、必要に応じた見直し等を効果的に行っていく。

5. GXを加速させるための個別分野の取組

- 個別分野（エネルギー、産業、くらし等）について、分野別投資戦略、エネルギー基本計画等に基づきGXの取組を加速する。
- 再生材の供給・利活用により、排出削減に効果を発揮。成長志向型の資源自律経済の確立に向け、2025年通常国会で資源有効利用促進法改正案提出を予定。

6. 成長志向型カーボンプライシング構想

2025年通常国会でGX推進法改正案提出を予定。

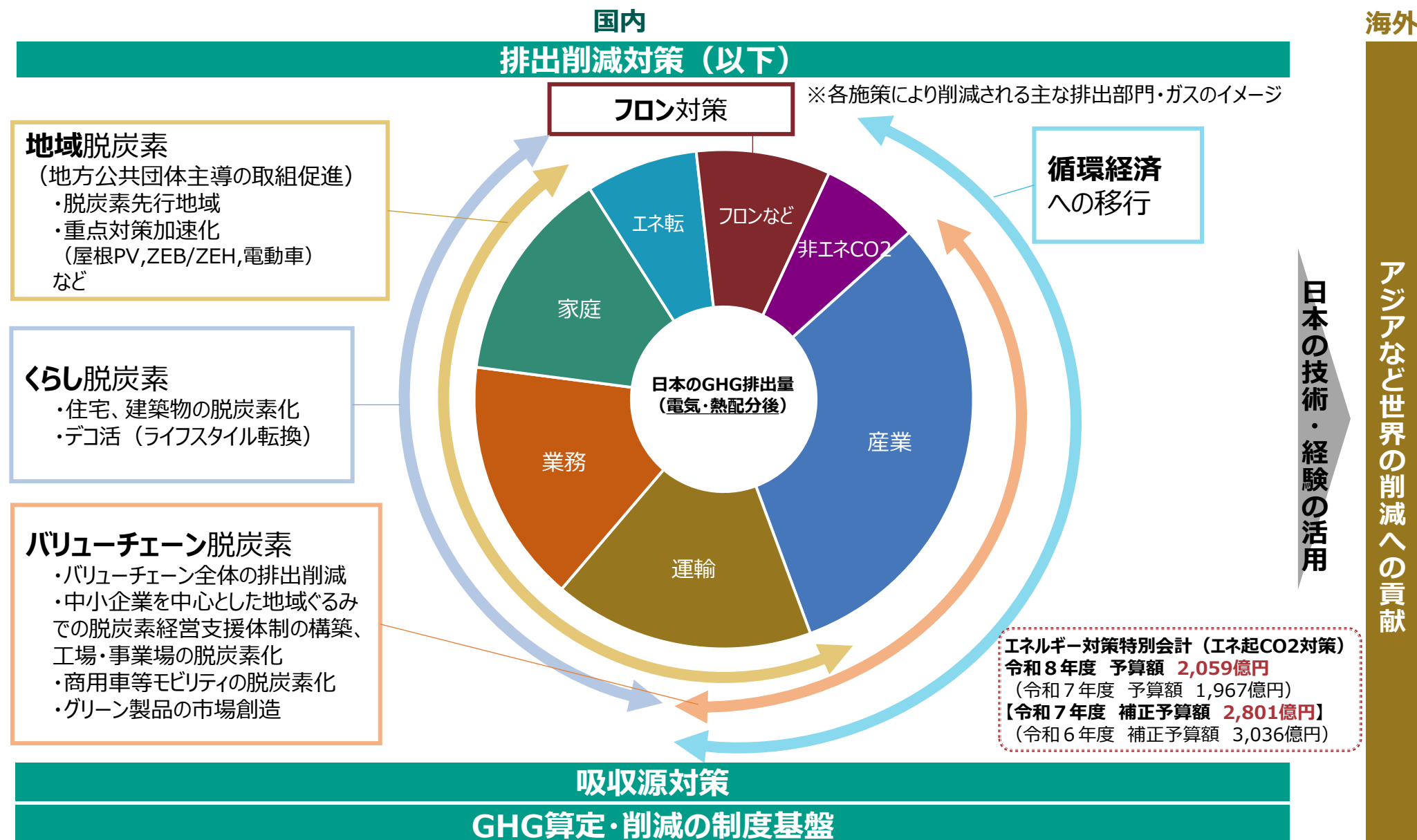
- 排出量取引制度の本格稼働（2026年度～）
 - 一定の排出規模以上(直接排出10万トン)の企業は業種等問わずに一律に参加義務。
 - 業種特性等を考慮し対象事業者に排出枠を無償割当て。
 - 排出枠の上下限価格を設定し予見可能性を確保。
- 化石燃料賦課金の導入（2028年度～）
 - 円滑かつ確実に導入・執行するための所要の措置を整備。

7. 公正な移行

- GXを推進する上で、公正な移行の観点から、新たに生まれる産業への労働移動等、必要な取組を進める。

環境省の主な脱炭素政策について

- 地域や暮らしを切り口に家庭・業務部門を中心に排出削減を進めるとともに、バリューチェーンや資源循環を切り口に産業等の排出削減も促進。また、国内での技術・経験を生かし、アジア等の排出削減にも貢献。



- 豊かで安心できる暮らし ⇔ 経済
- 地域社会の継承 ⇔ 地域経済



- 環境行政の課題 ⇔ 社会・経済課題解決のツール
(CN、CE、NP)

■カーボンニュートラル（CN）、
サーキュラーエコノミー（CE）、
ネイチャーポジティブ（NP）は、環境問題？

■裏返すと、

- ・CN⇒エネルギーをどうするか
- ・CE⇒マテリアルと物流と廃棄物をどうするか
- ・NP⇒国土利用・保全と自然資源活用をどうするか

→ いずれも経済・社会活動の基盤

■ ビジネス・金融

■ 地域：国土・インフラ・人の暮らし

⇒政府として、ルール形成や各種事業で対応

国内外一体（国際ルール形成、国際事業）

つなぐ役割

■ TCFD開示・スコープ3

国際ルール



■ TCFD開示支援
サプライチェーン温暖化対策支援
設備投資補助

国内政策



地域金融機関や地域企業への波及・浸透
経済とwin-winの形で

■ 日々直面する経営課題

売上、利益、コストなどなど

エネルギー、素材・部品、物流、用地、人材育成・採用、資金、販路などなど

■ 日々直面する地域課題

人口減、少子高齢化、防災、産業立地などなど

■ CN・CE・NPを活用することで、経営課題・地域課題 解決に向けて、なんらか「得」にならないかという発想

企業：省エネ・省資源でコストが下がる、補助金が使える。企業への評価・企業
価値が上がる。新事業立ち上げ、若手人材が確保できる 等

地域：地域でお金が回る、地域企業が存続・新規立地、地域産品が売れる 等

環境課題の統合的取組と情報開示に係る手引き

- サステナビリティ開示の義務化や、開示対象範囲の拡大に対して、事業者が効果的・効率的に取組を進められるよう、**複数の環境課題に係る情報開示等を行う際の開示手法例やメリットについてまとめた「環境課題の統合的取組と情報開示に係る手引き」**を策定。（令和7年6月）
- また、統合的取組・開示を進める事業者の伴走支援を通じて、**統合的取組・開示を進める際の実践面でのポイント等**を整理した「**別冊版（実践事例集）**」を公表予定。（令和8年5月）

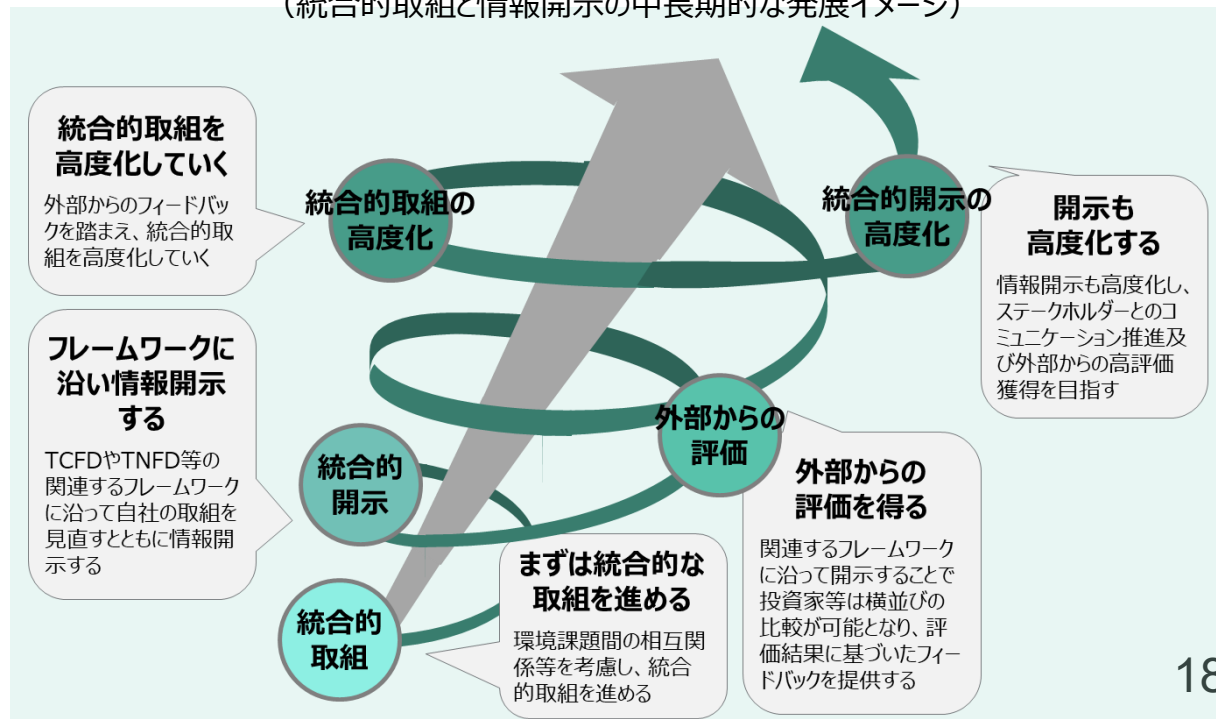
事業者のメリット等

- 複数の環境課題に対しての統合的なアプローチを進めていくことの**メリット**として、①**統合的なリスク・機会の認識**や、②**統合的な対策の実行**、③**将来収益の蓋然性の高まり**が挙げられる。
- 以下のようなステップで取組を深化させていくことが考えられる。
 - ✓ **環境課題間のつながりの理解**
 - ✓ **横断的なリスク管理・ガバナンス体制の構築**
 - ✓ **企業としてのレジリエンスの向上**

実践面でのポイント

- 気候変動・自然資本・資源循環等の個別の環境課題への対応状況を並列に示すのではなく、**相互に関連し、企業の持続的な価値創出にどのように結びついているかという説明の筋道を示す。**
- **まずは可能な範囲から着手し、既存の取組の見直しにつなげていくことが重要。**

（統合的取組と情報開示の中長期的な発展イメージ）



サプライチェーン全体での企業の脱炭素経営の進展

- ESG金融の拡大に伴い、資金が脱炭素に向かい始める中、投資家やサプライヤーへの脱炭素経営の見える化が、企業価値の向上やビジネスチャンスにつながる時代へと変革しつつある。
- 自社のみならず、サプライチェーンの上流・下流（Scope3）も含めた取組が進展。大企業や金融機関が取引先に排出量情報の提供や削減を求めるようになり、中堅・中小企業にも波及。

Scope1：事業者自らによる燃料燃焼などによる直接排出

Scope2：他社から供給された電気、熱・蒸気の使用に伴う間接排出

Scope3：事業者の活動に関連する他社の排出



中小企業における脱炭素化促進に向けた環境省の取組

- 脱炭素経営の方向性に関わらず、ベーシックなアプローチを「知る」「測る」「減らす」の3ステップを取組共通項として用意
- サプライチェーン全体での脱炭素化促進に向け、環境省では中小企業に対して、多様性のある事業者ニーズを踏まえて、**地域ぐるみでの支援体制の構築を行い、算定ツールや排出係数の提供、VCエンゲージメント支援を含めた削減目標・計画の策定、脱炭素設備投資**に取り組んでいる。

取組のステップ

取組が評価され企業価値が向上、投融資や事業機会が拡大

取組の動機付け (知る)

【動機付けを促す資料の例】



排出量の算定 (測る)

算定ツール (EEGS) の提供

- ・ 支援人材が、中小企業を回る際に使う対話ツールの提供
- ・ これまで一定以上の排出事業者のみ利用できたGHG排出量の電子報告システム (EEGS) を中小・中堅事業者にも算定ツール (見える化) として提供開始。

※R6年6月より利用開始



＜CFPモデル支援事業＞ CFPを活用した官民におけるグリーン製品の調達の推進と、その基盤となるガイドラインの整備

削減目標・計画の策定、脱炭素設備投資 (減らす)

事業者に対して、削減計画策定支援 (モデル事業やガイドブック等)

- ・ CO2削減目標・計画策定支援 (モデル事業・補助)
- ・ 削減目標・計画に係るセミナー開催、ガイドブック策定



事業者に対して、脱炭素化に向けた設備更新への補助、ESG金融の拡大等

- ・ 省CO₂型設備更新支援 (1/3, 1/2 or CO2削減比に応じた補助)
- ・ サプライチェーン企業が連携した設備更新 (1/2 or 1/3補助)
- ・ ESGリース促進
- ・ 環境金融の拡大 (金融のグリーン化)
- ・ グリーントランスフォーメーション推進計画を実施するために必要な設備資金 (環境・エネルギー対策貸付)



＜地域ぐるみでの支援体制の構築＞ R5年度は16地域、R6年度とR7年度は各10地域で地域特性を活かした支援体制構築を推進

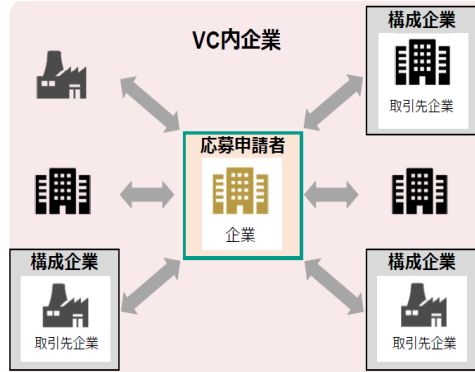
＜バリューチェーン全体の排出削減計画策定支援事業＞ R7年度は3社の個社支援と、3件の業界団体支援を実施

中堅・中小企業のGX～バリューチェーン・地域ぐるみでの脱炭素経営の推進～

- 中小企業を含めた**バリューチェーン全体での企業の脱炭素経営**（気候変動対策の観点を織り込んだ企業経営）を普及・高度化し、企業の脱炭素化と競争力強化を図る。
- **サプライヤーエンゲージメントに代表される、取引先企業に対しての働きかけの取組**をモデル事業を通じて支援。また業界における**Scope 3**算定ルールの共通化やバリューチェーン上の企業への依頼方法の統一化などに向けた取組を支援。
- 普段から中小企業との接点を持つ地域金融機関・商工会議所等の経済団体等と地方公共団体等の支援機関が連携し、脱炭素経営普及を目指す、**地域ぐるみでの支援体制構築**に向けたモデル事業を実施。

バリューチェーン全体での脱炭素化の推進

● 企業個社の取組支援



(2025年度 例) 三起商行株式会社

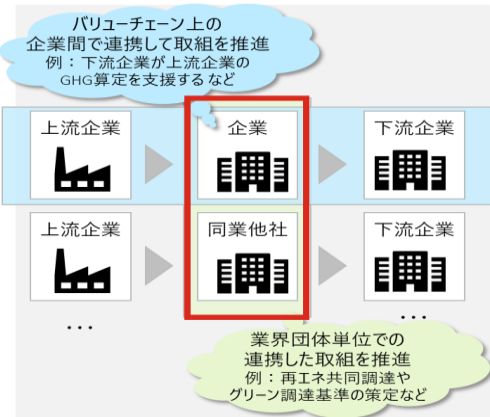
miki HOUSE

本社：大阪府 事業：子供服及びファミリー関連商品の企画・製造・販売

取組内容
衣類のライフサイクルにおいて、GHG排出のホットスポットとされる染色過程を担う主要サプライヤーでの削減計画作成。サプライヤーへの意識醸成や排出量算定支援による削減施策検討・削減計画作成支援を行う。

● 業界単位の取組支援

(2025年度 例) 日本製薬工業協会

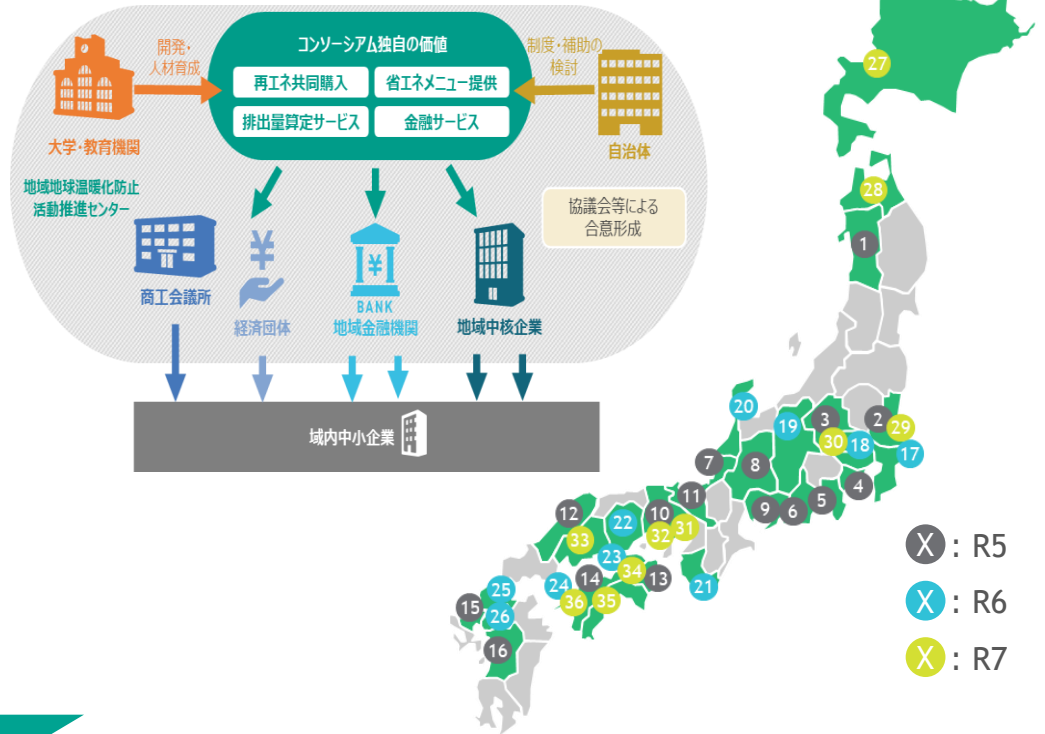


製薬協
構成メンバー：アステラス製薬株式会社、アストラゼネカ株式会社、エーザイ株式会社、キッセイ薬品工業株式会社、サノフィ株式会社、参天製薬株式会社、塩野義製薬株式会社、第一三共株式会社、武田薬品工業株式会社、中外製薬株式会社、日本新薬株式会社、Meiji Seika ファルマ株式会社

取組内容
製薬業界のScope3算定ルールやサプライヤーエンゲージメント方針など、業界共通ガイドライン・フォーマットを整備、1次データ取得方法やデータ共有インフラの課題も整理する。

地域ぐるみでの脱炭素経営支援

- R5～7年度に全国で36件のモデル地域を採択し、各地域特性を活かした支援体制構築に向けた取組を推進（本年度より地域事業者が主体となった横展開も推進）



バリューチェーン・地域ぐるみで中堅・中小企業の脱炭素経営を推進

カーボンフットプリントに係るモデル事業

- 令和6年度に引き続き、業界団体又は業界の企業群による**CFPの算定・表示ルール**の共通化を支援。
- **令和7年度から地域におけるCFP算定・表示に係る人材育成の先進事例を創出するモデル事業**を実施。

①業界単位の共通ルール策定支援（継続）

- ・ 業界団体又は業界のリーディング企業群によるCFPの算定・表示ルールの共通化に向けた支援を行う
- ・ 策定した共通ルールについては検討グループで実証を行い、改善点等の反映を行った上で、発行を予定。

事前準備
(応募段階)

ルール策定

実証

発行



- ・ 検討対象の決定
- ・ チームの構築
- ・ 検討ゴールのイメージの共有



- ・ 検討ゴールの決定
- ・ ルールの執筆（素案作成、協議）
- ・ (必要な場合) レビューの実施
- ・ 実現に向けたロードマップの策定



- ・ ルールを用いた実証



- ・ ルールの発行
- ・ 報告会

最終成果物

- ・ CFP 製品別算定ルール/表示ルール (どちらか一方でもよい)
- ・ 業界における中期的CFP活用目標に向けたロードマップ

参加団体の主体的な取組を、事務局が支援

②地域におけるCFP算定・表示に係る人材育成支援（新規）

地域のステークホルダー（自治体・商工会議所・金融機関・大学・支援機関・企業等）が行う、CFPの算定・表示に係る人材育成の取組を、事務局が伴走支援。

<取組の例>

CFPを「学ぶ」

- ・ 地域の皆さんと一緒に、CFPの算定やその表示方法を学び、実践する

CFPを「教える」

- ・ 地域の皆さんがCFPを学ぶための教材を作成したり、CFPを教えるための講師を育成する

CFPに関する「ルール等をつくる」

- ・ 地域の製品や特産品のCFPの算定・表示の具体的なやり方（ルール）を一緒につくる

※上記は一例であり、これにとどまらず、地域のCFPに関する人材育成に資する事業であれば、対象とする

- ・ 上記内容の複数要素を組み合わせること等も可

工場・事業場の省CO2化（Scope3事業、SHIFT事業）

- 企業間で連携した省CO2設備投資の促進により、**バリューチェーン全体でのCO2排出削減**を推進。
- **エネルギー起源CO2排出量のより少ない設備・システムへの改修等**を行う事業者を支援し、積極的な省CO2設備投資を後押しするとともに、支援した知見を普及展開し、省CO2化の浸透を図る。

Scope3排出量削減のための企業間連携による省CO2設備投資促進事業

令和8年度予算

1,500百万円

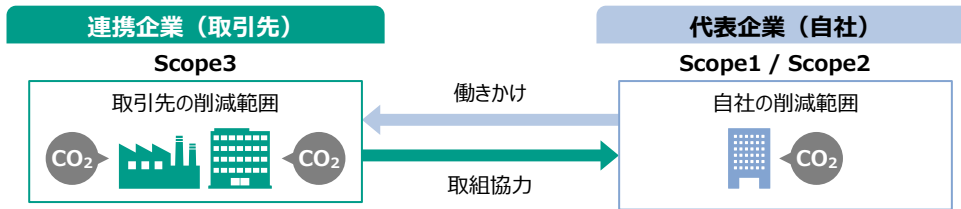
※ 3年間で総額5,000百万円の国庫債務負担

事業概要（補助率：1/2、1/3、補助上限：15億円）

代表企業と取引先である連携企業（中小企業等）が行う省CO2効果の高い設備の導入を補助金で支援する（3カ年以内）。

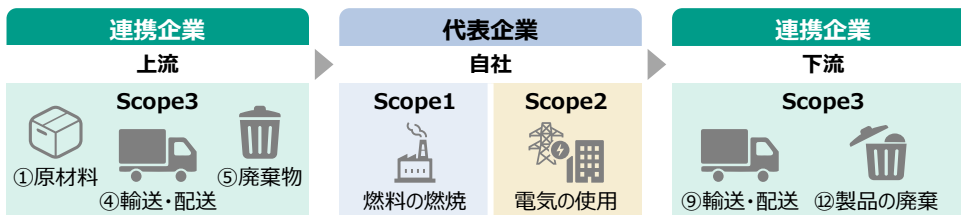
良好なパートナーシップのもと脱炭素化を推進

Scope3排出量を削減するには取引先の協力が不可欠



サプライチェーン全体でCO2排出量削減の取組を実施

代表企業における温室効果ガス排出量（Scope1・Scope2）を含め、連携企業の温室効果ガス排出量（Scope3）の削減として省CO2設備の導入等の取組を支援



※○内はScope3のカテゴリーを示す

脱炭素技術等による工場・事業場の省CO2化加速事業（SHIFT事業）

令和8年度予算

5,786百万円

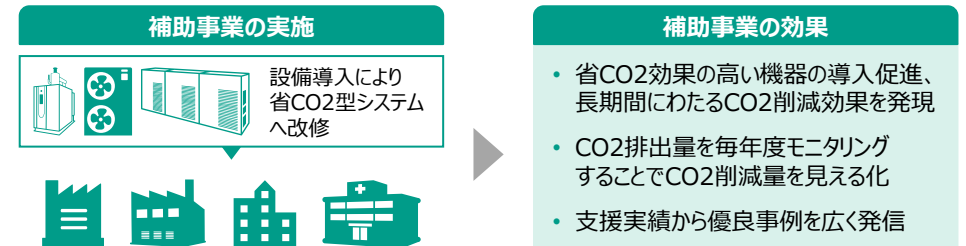
令和7年度補正予算額

3,500百万円

① 省CO2型システムへの改修支援事業

（補助率：1/3、補助上限：1億円または5億円）

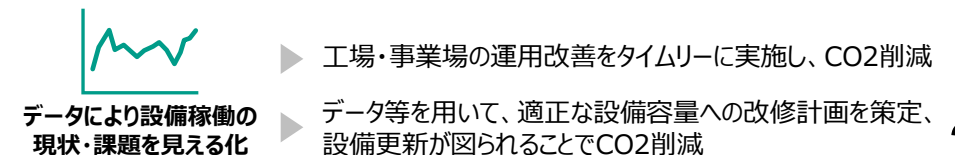
中小企業等におけるCO2排出量を大幅に削減する電化・燃料転換・熱回収等の取組により、CO2排出量を工場・事業場単位で15%以上又は主要なシステム系統で30%以上削減する設備導入等を行う民間事業者等を補助金で支援する（3カ年以内）。



② DX型CO2削減対策実行支援事業

（補助率：3/4、補助上限：200万円）

DXシステムを用いた中小企業等の設備運用改善による即効性のある省CO2化や運転管理データに基づく効果的な改修設計などのモデル的な取組を行う民間事業者等を補助金で支援する（2カ年以内）。



■ TCFD・スコープ3、TNFD 外国主導国際ルール

GCP

日本主導国際ルール



■ CEに関する国内政策・事業、国際事業
官民連携で進行中

資源循環を通じた我が国の自律性・不可欠性の向上の必要性

我が国資源循環の主なボトルネック

- ① 公正な競争環境の未整備 不適正スクラップヤード問題と、不透明な商流や海外輸出ルートが存在により、公正な競争環境が損なわれている。
- ② 原料となる循環資源が集まらない 循環資源は薄く広く不定期に発生し、回収率が伸び悩むなど、安定的な確保が見通しにくい。また、経済合理性に基づき、金属資源は海外流出・埋立、プラスチックなどは焼却が優位。海外の輸出管理措置等により循環資源の輸入に課題。
- ③ リユース・リサイクル技術等が未成熟 製造業が使いこなせる品質を供給できる技術やインフラ等が未成熟。
- ④ 再生材需要・市場が未形成 再生材の需要を創出するためのルールやインセンティブの不足、再生材利用価値が未浸透で市場が未形成。
- ⑤ 資源循環ビジネスの事業性が未確立 資源循環産業の産業競争力が弱く、規模拡大・高効率化に向けた投資が進まない。

➡ ボトルネックへの対処を通じて、我が国の**自律性・不可欠性の向上**を目指す

➤ **自律性**：他国・地域に過度に依存しない経済社会構造
 ➤ **不可欠性**：重要技術等における他国・地域に対する優位性、ひいては国際社会にとっての不可欠性

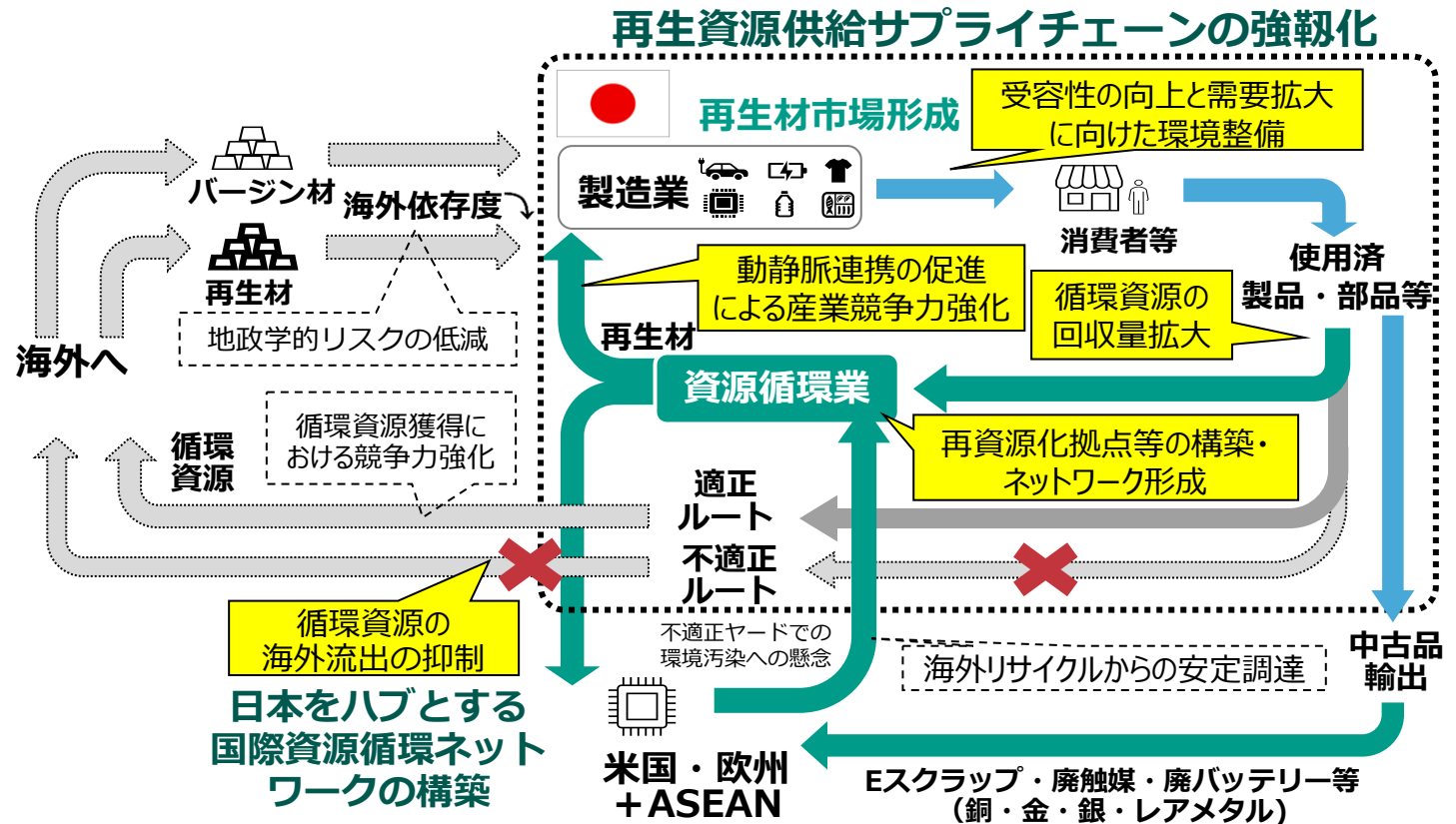
戦略的方向性

【自律性】

- ✓ 再生資源供給サプライチェーンの強靱化により、再生材を質・量・コストの面で安定的に供給
- ✓ 再生材需要の創出・拡大を起点とした**市場形成**

【不可欠性】

- ✓ 日本の製錬技術等の優位性を活かし、同志国とも連携し、日本をハブとする**国際的資源循環ネットワーク**を構築



「循環経済行動計画」概要

2026年4月21日
循環経済に関する関係閣僚会議決定

1. 再生資源供給サプライチェーンの強靱化 (重要鉱物、金属資源等)

<メタルリサイクル推進戦略>

・我が国の自律性・不可欠性の向上に向け、我が国産業の国際競争力の確保を前提として、今後確保に注力すべき重要鉱物、金属資源等について**2030年までの再生材供給の目標**（需要に占める再生材の割合等）を設定。また再生資源使用製品の付加価値に関する国際標準づくりに取り組む。<マクロアプローチ>

鉄：鉄スクラップを高品位化する処理能力約200万トン/年を目安に、追加的に国内で確保

アルミ：展伸材(板・棒製品)の国内生産量の約4割を目安に、再生アルミ原料由来に

銅：国内で生産される銅(電解銅)の約3割を、再生資源由来に

永久磁石：国内供給される永久磁石原材料の約3割を、リサイクルで

※上記以外についても、再生材供給の拡大可能性に関する調査、推計を実施。

・以下の資源回収、再資源化等の強化策等を時間軸で整理<ミクロアプローチ>

(3) 循環資源の海外流出の抑制

・不適正スクラップヤード対策、使用済物品の輸出確認制度・国内再生原則の創設(廃棄物処理法等改正案)

・金属スクラップ等の国内資源循環促進のための海外流出抑制策(関係機関(環境・経産・税関等)が連携した水際での対応の一層の強化等)

(4) 一般消費者等の再生材の受容性向上と需要拡大に向けた環境整備

・製品製造に当たっての段階的な再生材利用の数値義務化とあわせてインセンティブ創出

・再生材利用製品に係る公共調達の推進

・消費者受容性検証のための実証

・サーキュラーパートナーズ(CPs)を通じた資源循環の高度化と社会実装の推進

・ECコマース市場拡大のため取組を促進

(5) 社会的課題への対応

・太陽光パネルリサイクル推進法案(判断基準の段階的強化)、リサイクル費用低減と処理体制の整備

・「リチウムイオン電池総合対策パッケージ」に基づく、分別回収の徹底や再資源化の促進

(1) 再資源化拠点等の構築・ネットワーク形成

・投資促進のための多角的な経済的支援スキームの構築(予算面、金融面等)
(制度的措置を含む)

➢前処理・保管(備蓄機能を含む)・再資源化・製錬等の拠点整備・ネットワーク形成

➢都市鉱山からのレアメタル、レアアース等の製錬・分離精製、解体選別などの技術開発

➢資源循環産業の振興(事業規模拡大、高度リサイクルの事業性確保等)

➢太陽光パネルリサイクル体制整備、リチウムイオン電池の再資源化、高品質再生プラスチック製造のための高度選別施設の整備等

・使用済物品(鉄スクラップ、永久磁石等)の回収・選別、再資源化、再生資源を用いた製品製造に係る実証・技術開発等の実施、スキーム整備等

・経済的支援スキームによる支援等により、2030年までに官民で約1兆円の投資を目指す

(2) 動静脈連携(製造業と資源循環産業)による産業競争力強化

・再資源化事業等高度化法に基づく、製造業への再生材供給等に係る事業認定(3年で100件以上)

・再生プラスチック等の需給拡大に向けた支援・ルール整備(容器包装を由来とした高品質な再生プラスチック供給に向けた動静脈連携取組等の促進、改正資源有効利用促進法に基づく再生材の需要創出及び環境配慮設計の促進)

・自動車製造業における再生プラの利用拡大のためのロードマップの実施(再生材利用認証スキーム、再生プラ集約拠点構想、鉄やアルミへの横展開(産官学コンソーシアム))

・再生材品質保証等のためのトレーサビリティ確保に向けた情報流通プラットフォームの実装

・戦略的イノベーション創造プログラム(SIP)におけるプラスチック資源循環システム構築に係る研究開発実証

・AI、ロボットによる作業負荷軽減・生産性向上、外国人育成就労・特定技能制度の活用も含めた担い手の育成

2. 日本をハブとする国際資源循環ネットワークの構築

・G7、日米、クアッド、日ASEAN等での合意を深化させ、我が国の強みを生かして国際資源循環体制を構築(重要鉱物等リサイクルに関する同志国連携)

・ASEAN主要国において、E-waste/バッテリーの回収や適正解体等に関する法令整備、民間連携等を支援

・バーゼル法に基づくE-scrap等の輸入手続の迅速化(電子化により、数か月→1か月)

3. 地域循環資源の徹底活用による地域活性化

・資源循環に取り組む自治体の底上げ、地域の資源循環ビジネスの創出等支援

・地域資源を活用した地域脱炭素の推進等、意欲的な自治体の取組支援

・「リユース等の促進に関するロードマップ」に基づく取組の推進

・農山漁村のバイオマス資源の徹底活用、まちづくり・インフラ整備における資源循環の推進

・食品ロス削減、食品リサイクルの推進、持続可能な航空燃料(SAF)の供給・利用の促進

・サステナブルファッション、使用済紙おむつリサイクルの推進

4. 資源循環分野の国際ルール形成

・企業の情報開示スキームである「グローバル循環プロトコル(GCP)1.0」の企業現場や金融機関での活用、企業の意見を踏まえたバージョンアップを主導、国際標準化の取組

5. 循環経済を国民運動に

・「循環経済パートナーシップ(J4CE)」、「サーキュラーパートナーズ(CPs)」、「資源循環自治体フォーラム」等を活用した主体間連携の推進

・「GREEN×EXPO 2027」の会場での資源循環の取組と情報発信

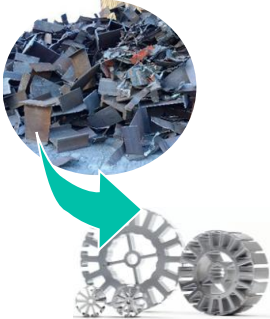
【参考】メタルリサイクル推進戦略

- 資源循環を通じた我が国の自律性・不可欠性の向上に向け、我が国産業の国際競争力の確保を前提として、特に重要な次のベースメタル・重要物資については、2030年までの再生材供給の目標を設定し、再生資源使用製品の付加価値に関する国際標準づくりに取り組む。**(マクロアプローチ)**。
- その達成のため、都市鉱山等からの資源回収、再資源化等の強化に戦略的に取り組む。**(ミクロアプローチ)**。

※これ以外の重要鉱物等についても、再生材供給の拡大可能性に関する調査、推計を実施。施策は主なものに記載したものであり、詳細は各施策の工程表を参照。

現状 <鉄>

- 建設中の革新電炉に高品位鉄スクラップを投入することで、CO₂を抑えつつ、高品質鋼材を生産可能。
- 生産時のCO₂を抑えた「グリーン鉄」の供給体制構築は、鉄鋼業の競争力維持・強化のために必要不可欠。
- 大量の高品位鉄スクラップが新たに必要となるため、低品位の鉄スクラップを高度選別し、高品位化する能力の確保が戦略的に重要。
- 不適正スクラップヤード、不適正輸出への対策も重要。

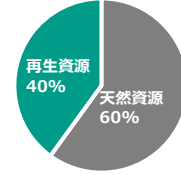


施策		2030年目指す姿
短期 動静脈企業の連携による高度な選別・解体実証、設備投資 不適正スクラップヤード対策の導入（制度的対応）	中長期 実証を踏まえた必要な設備投資 ヤード対策・水際対策の着実な実施	グリーン鉄の原料となる高品位鉄スクラップを追加的に年間約200万トンを目安に確保

現状 <アルミニウム>

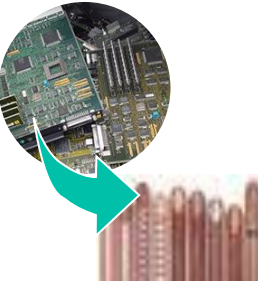
- アルミは自動車や建材等に幅広く利用されている。
- 我が国は、新地金を100%輸入しており、輸入依存度の低減やCO₂排出量の削減のため、リサイクルの推進と再生アルミ原料の活用拡大が重要。
- 再生アルミ原料の使用が困難とされる「展伸材」（板・棒製品）については、再生アルミ原料使用量を増やす技術開発・設備投資等の取組が重要。

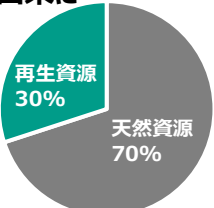


施策		2030年目指す姿
短期 再生アルミ原料の選別や不純物の除去に関する技術開発、設備投資 再生アルミ原料を活用したアルミ製品の製造に係る技術開発、設備投資	中長期 技術開発等を踏まえた設備投資、リサイクルに必要な体制整備	展伸材※の再生アルミ原料比率の目安を約4割に  ※板・棒製品

現状 <銅>

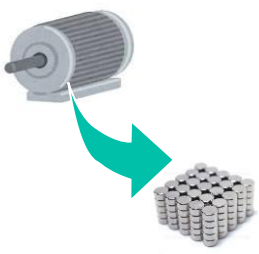
- 電気分解により製造される純度の高い銅地金（電解銅）は、DXやGXを支える基盤素材として重要性が高まっている。
- 我が国は銅精鉱を100%輸入。輸入依存度の低減や製錬事業基盤強化に向けて、e-scrapや銅スクラップ等の処理量を増やす技術開発・設備投資等の取組が重要。
- 国内からの回収に加え、同志国を中心とした海外からの調達多角化が急務。

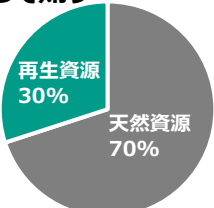


施策		2030年目指す姿
短期 e-scrap等の処理拡大に関する技術開発 e-scrap等の輸入手続の電子化システムの開発 e-scrap等の国際資源循環ネットワークの構築	中長期 実証を踏まえた必要な設備投資 同志国からの輸入手続期間を短縮	国産電解銅の約3割を、e-scrap等の再生原料由来に 

現状 <永久磁石>

- 電動車の普及等に伴い、レアアースを用いた永久磁石の世界需要の増加が見込まれ、生産能力確保が課題。
- 我が国は、永久磁石の製造技術で優位性を持つ一方、原材料である重要鉱物を特定国に大きく依存。
- リサイクルによって原材料の自給率を高めることによって、自律性・不可欠性を高めることが急務。



施策		2030年目指す姿
短期 使用済磁石の回収・解体・選別・分離精製等に関する技術開発、実証、検証	中長期 技術開発等を踏まえた設備投資、リサイクルに必要な体制整備	永久磁石の原材料の約3割をリサイクルによって賄う 

同志国との国際的な磁石リサイクルネットワークの構築

「循環経済行動計画」主要施策の概要

再資源化拠点等の構築・ネットワーク形成

- ①多角的な経済的支援スキーム（予算面、金融面等）の構築（制度的措置を含む）
 - ・再資源化拠点等の構築（前処理・保管/備蓄・港湾インフラ・製錬等）・ネットワーク形成等に対する投資支援を行う。
 - ・設備投資支援と併せて、脱炭素化支援機構（JICN）などの官民ファンドの活用、中小企業支援も含めた、効果的な融資やリスクマネー供給などを実施・検討する。
- ②鉄スクラップ・永久磁石等の高度リサイクル実証
 - ・グリーン鉄の原料となる高品位鉄スクラップを追加的に年間約200万トンを目安に確保するため、動静脈企業が連携し、低品位鉄スクラップの高度選別等の技術実証を実施。
 - ・工程端材や使用済製品からの永久磁石の回収、再資源化、製品製造までの取組を実証。
- ③再生プラスチック集約拠点構築
 - ・自動車等もののづくり産業向けに安定した量と質の再生プラスチックを供給する集約拠点の構築のため、ビジネスモデルの検討、集約拠点に必要な技術の体系化・実証、設備導入支援を実施。



事業イメージ：自動車の精緻解体

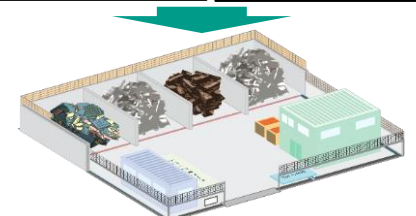
再生材の受容性向上と需要拡大に向けた環境整備

- ①再生材の利用義務化の対象拡大（改正資源有効利用促進法）
 - ・製造事業者等に再生プラスチックの利用計画策定・定期報告を求める改正資源有効利用促進法が令和8年4月より施行され、再生プラスチックの利用が増加するよう国としてモニタリングを行う。業界の実情を踏まえつつ、対象となる事業者の範囲の拡大や、他の再生資源の対象追加を検討。
 - ・さらに、取組が進んでいる製品については、令和10年度までに段階的に一定の再生プラスチック利用率の義務化を行うことを検討。
- ②再生材利用のインセンティブ創出
 - ・再生材の利用拡大に向けて、製造事業者等に対し、再生材利用に係るコストを低減するための実証・支援を検討。
- ③公共調達への推進
 - ・2030年度までにグリーン購入法基本方針に位置づけられる全ての特定調達品目に原則として再生プラスチック利用率等の循環性基準を導入。
 - ・改正資源有効利用促進法における認定製品等の取扱いについて令和8年度に検討。
- ④再生材利用に対する消費者の理解醸成
 - ・サーキュラーパートナーズ（CPs）等を活用し、消費者の再生材利用製品に対する受容性や市場における評価を把握するための実証を行う。Circular Partners



循環資源の海外流出の抑制

- ①不適正スクラップヤード規制・使用済物品への輸出確認制度の導入（廃棄物処理法改正案）
 - ・環境対策にコストをかけずに高値で資源を買い集め、公正な競争環境を阻害している不適正スクラップヤードを規制するため、使用済金属・プラスチック物品を保管・再生する事業者には許可制を導入。
 - ・環境大臣の輸出確認の対象を廃棄物から環境汚染のおそれのある使用済物品に拡大し、国内の適正な再生能力の維持等を図る。
- ②バーゼル法の厳格な運用・水際対策の強化
 - ・過去のバーゼル法に係る不法事案の傾向分析を行い、分析結果を環境省、経済産業省、税関等の関係機関で共有し、厳格な水際対策のための連携体制を構築。
 - ・金属資源を含むスクラップを中心に、バーゼル法における対象物の範囲と該否判断基準をより明確にし、関係機関や事業者に周知徹底することで、法の厳格な運用を実現。
- ③循環資源の海外流出抑制策の更なる検討
 - ・諸外国が講じている循環資源の海外流出抑制策も参照しつつ、関係省庁で更なる措置を検討。（REsourceEU行動計画等）



日本をハブとする国際資源循環ネットワークの構築

- ①ASEANにおけるE-waste等の回収・処理支援
 - ・ASEAN等において重要鉱物等の金属資源を含む廃電子基板や廃蓄電池等（E-waste等）を回収・処理し、我が国製錬施設等でリサイクルを行い、バリューチェーンで再利用する国際資源循環体制を構築することを目指す。
 - ・2024～2025年にかけてASEAN 5カ国（インドネシア、タイ、フィリピン、マレーシア、ベトナム）と5ヶ年の実施計画を策定。計画に基づき、E-waste等の回収や適正解体等に関する法令整備、民間連携等の支援を実施中。
 - ・廃自動車・EVバッテリーについては、経済安全保障に重要な金属資源の回収による資源確保に向けて、実態調査等を実施。
- ②e-scrap等の輸出入手続の迅速化・合理化
 - ・e-scrap等の輸出入手続について、バーゼル条約に基づく輸入手続を迅速化（電子化により、数か月→1か月）し、同志国間での手続簡素化・合理化を実現する。



「循環経済行動計画」主要施策（工程表）

1. 再生資源供給サプライチェーンの強靱化

○再資源化拠点等の構築・ネットワーク形成（投資促進のための経済的支援スキームの構築（制度的措置を含む））

再生材供給サプライチェーン上の各種拠点の関連設備に対する設備投資支援の実施
設備投資と併せた、再資源化拠点等の構築や資源循環業に対する効果的な融資やリスクマネー供給の実施・検討

○金属資源のリサイクル

鉄スクラップの高度選別設備投資

鉄スクラップに混入した不純物の検知等に関する技術開発

再生アルミニウムの高度選別技術開発

アルミニウム資源のアップグレードリサイクルの技術実証

パイロットプラントを用いた中・大規模実証・設備投資

○永久磁石のリサイクル

レアアース分離精製技術開発（小規模パイロットプラント）

レアアース分離精製技術実証（中・大規模パイロットプラント）

国内リサイクルのスキーム検討

国内リサイクルのスキーム確立に向けた関連事業者の連携や技術・体制整備の推進

○再生プラスチック集約拠点構築

ビジネスモデル検討

品質の向上（試行的施策の実施）

供給量の増加（処理能力の向上）

高品質再生プラスチック製造のための高度選別施設等の設備投資

○循環資源の海外流出の抑制（不適正スクラップヤード規制・輸出確認制度【廃棄物処理法等改正案】）

全国規模の調査・分析

有識者会議の開催
ガイドラインの策定

制度開始に向けた自治体支援

制度開始後のフォローアップ

輸出確認の基準策定

○循環資源の海外流出の抑制（バーゼル法の厳格運用・水際対策の強化等）

過去の不法事案の傾向分析

環境省、経済産業省、財務省等が連携した

バーゼル法対象物の範囲及び該当判断基準の更なる明確化

厳格な水際対策の実施

諸外国が講じる循環資源の海外流出抑制策調査

継続的な諸外国政策の調査及び更なる措置の検討

○一般消費者等の再生材の受容性向上と需要拡大に向けた環境整備

再生材利用計画・定期報告の対象見直し、一部製品における数値規制の検討開始・段階的導入

グリーン購入法基本方針の特定調達品目に再生プラスチック利用率等の循環性基準を導入（2030年度までに全ての特定調達品目で）

容器包装リサイクル制度での入札の見直し検討

入札制度での動向情報開示による高品質プラスチック製品製造に係る推進枠の創設等

再生材の消費者受容性実証

製品設計へ展開

改正資源法のCECOMAS対象製品の追加検討、支援策との連動

2. 国際資源循環ネットワーク

国際資源循環ネットワークの構築に向けた、日米、クアッド、日ASEAN、日EU等を通じた同志国連携の強化

【E-waste】制度構築支援、パイロット事業、行政の能力開発支援等

日ASEAN国際資源循環ネットワークの確立に向けた

官民連携体制の強化

【廃自動車】実態調査の実施、協力体制構築

制度構築支援、パイロット事業、行政の能力開発支援等

【永久磁石】同志国との国際的な磁石リサイクルネットワーク構築

【バーゼル条約手続】電子化に向けた機能詳細化

設計・構築（省外連携の電子化）

省外連携の電子化

※米・国内事業者

米国外との接続検討・調整

目指す姿／取組指標

※特に記載がなければ2030年

再資源化拠点等の構築に向けた
官民投資約1兆円（～2030）

鉄スクラップを高品位化する
処理能力約200万トン/年を目安に
追加的に国内で確保

アルミ展伸材※の国内生産量の
約4割を目安に再生アルミ原料由来に
※板・棒製品

国内で生産される銅（電解銅）の
約3割を再生資源由来に

国内供給される永久磁石原材料の
約3割をリサイクルで

自動車等向け再生プラスチック供給
2.1万t（～2030）・20万t（2041～）/年

金属スクラップの取引にかかる
公正な競争環境を確保

環境汚染のおそれのある使用済物品の
海外流出を抑制

バーゼル法及び水際対策の
厳格な運用による不適正輸出防止・
摘発体制の構築

再生プラスチック等の需要創出により、
国内資源循環システムを確立

レアメタルを含むe-scrapのリサイクル
処理量を2030年に約50万トン
（2020年比5割増）に増加

e-scrap等の輸出入に係る
処理期間を数か月→1か月程度に
（2028年度電子化実現）

2026

2027

2028

2029

2030年度～

■ 地域社会・地域経済への貢献



- 地域脱炭素
- 気候変動適応
- ネイチャーポジティブ

地域の自治体、企業、金融機関との連携



- 国際展開

地域脱炭素（地域GX）

- 2050年ネットゼロ・2030年度46%削減の実現には、**地域・くらしに密着した地方公共団体が主導する地域脱炭素**の取組が極めて重要。
- 地域特性に応じた**地域脱炭素の取組**は、エネルギー価格高騰への対応に資するほか、未利用資源を活用した**地場産業振興**や非常時のエネルギー確保による**防災力・レジリエンス強化**、地域エネルギー収支（経済収支）の改善等、**様々な地域課題の解決に貢献し、強い地域経済の構築に資する**。

地域特性に応じた再エネポテンシャル

- ・豊富な日照
→**太陽光発電**
- ・良好な風況
→**風力発電**
- ・間伐材や端材
・畜産廃棄物
→**バイオマス発電**
- ・荒廃農地
→**営農型太陽光**
- ・豊富な水資源
→**小水力発電**
- ・火山、温泉
→**地熱発電、バイナリー発電**

地域経済活性化・地域課題の解決

企業誘致・地場産業振興

- 大規模な電力需要施設であるデータセンター、半導体企業等の誘致
- 太陽光発電や風力発電などの関連地域産業の育成
- 循環型産業（太陽光パネルリサイクル産業等）の育成

農林水産業振興

- 営農型太陽光発電収入やエネルギーコスト削減による経営基盤の安定・改善
- 畜産バイオマス発電収入や畜産廃棄物コスト削減による経営基盤の安定・改善
- 林業の新たなサプライチェーン・雇用の創出

観光振興

- 観光地のブランド力向上、インバウンド強化

防災力・レジリエンス強化

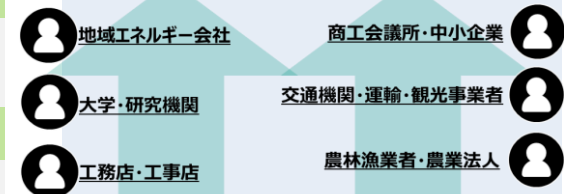
- 避難所等への太陽光・蓄電池の設置によるブラックアウトへの対応
- 自営線マイクログリッド等による面的レジリエンスの向上・エネルギー効率利用

再エネの売電収益による地域課題解決

- 地域エネルギー会社等が再エネ導入等により得た利益の一部を還元し、地域課題解決に活用
 - ・地域公共交通の維持確保
 - ・少子化対策への活用
 - ・地域の伝統文化の維持に対する支援 等

地域主体間の連携

地方公共団体・
金融機関
中核企業等が
主体的に参画



脱炭素先行地域の選定自治体（第1回～第6回）

- 脱炭素と地域課題解決の同時実現のモデルとなる脱炭素先行地域を2025年度までに少なくとも100か所選定し、2030年度までに実現する計画。
- 第1回から第6回までで、全国40道府県119市町村の90提案（40道府県72市38町9村）を選定。

年度別選定提案数（共同で選定された市町村は1提案としてカウント、括弧内は応募提案数）

R4		R5		R6	R7
第1回	第2回	第3回	第4回	第5回	第6回
26	20	16	12	9	7
(79)	(50)	(58)	(54)	(46)	(15)

※選定後に3提案が辞退

中国ブロック(12提案、2県15市町村)	
鳥取県	鳥取市、米子市・境港市、倉吉市他2町・鳥取県
島根県	松江市、邑南町
岡山県	瀬戸内市、真庭市、西粟倉村
広島県	東広島市・広島県、北広島町・広島県
山口県	下関市、山口市

九州・沖縄ブロック(14提案、3県32市町村)	
福岡県	北九州市他17市町、福岡市、うきは市
長崎県	長崎市・長崎県、五島市
熊本県	熊本県・益城町、球磨村、あさぎり町
宮崎県	宮崎市・宮崎県、延岡市
鹿児島県	日置市、知名町、和泊町
沖縄県	宮古島市、与那原町

北海道ブロック(7提案、7市町)
札幌市、苫小牧市、石狩市、厚沢部町、奥尻町、上士幌町、鹿追町

中部ブロック(11提案、2県16市町村)
富山県 高岡市
福井県 敦賀市、池田町・福井県
長野県 上田市、飯田市、小諸市、生坂村
岐阜県 高山市
愛知県 名古屋市、岡崎市・愛知県
三重県 度会町他5町

東北ブロック(12提案、4県13市町村)
青森県 佐井村
岩手県 宮古市、久慈市、陸前高田市・岩手県、釜石市・岩手県、紫波町
宮城県 仙台市、東松島市
秋田県 秋田県・秋田市、大潟村
山形県 米沢市・飯豊町・山形県
福島県 会津若松市・福島県

関東ブロック(16提案、1県17市町村)
茨城県 つくば市
栃木県 宇都宮市・芳賀町、日光市、那須塩原市
群馬県 上野村
埼玉県 さいたま市
千葉県 千葉市、市川市、匝瑳市
神奈川県 横浜市、川崎市、小田原市
新潟県 佐渡市・新潟県、関川村
山梨県 甲斐市
静岡県 静岡市

近畿ブロック(10提案、1県10市)
滋賀県 湖南市・滋賀県、米原市・滋賀県
京都府 京都市
大阪府 大阪市、堺市
兵庫県 神戸市、尼崎市、加西市、淡路市
奈良県 生駒市

四国ブロック(5提案、1県6市町村)
高知県 須崎市・日高村、北川村、梶原町、黒潮町
愛媛県 今治市・愛媛県

重点対策加速化事業の計画策定状況

■全国で重点的に導入促進を図る屋根置き太陽光発電、ZEB・ZEH、EV等の取組を地方公共団体が複数年度にわたり複合的に実施する重点対策加速化事業について、171自治体を選定（38府県、104市、29町）

令和4年度開始 令和5年度開始 令和6年度開始 令和7年度開始

31自治体

(11県、15市、5町)

77自治体

(18県、47市、12町)

40自治体

(6府県、26市、8町)

23自治体

(3県、16市、4町)

中国ブロック(4県、12市町)

鳥取県 鳥取県、南部町
島根県 島根県、出雲市、奥出雲町、美郷町
岡山県 岡山県、津山市、新見市、瀬戸内市
広島県 呉市、福山市、東広島市、廿日市市、北広島町
山口県 山口県

九州ブロック(7県、17市町)

福岡県 福岡県、北九州市、福岡市、久留米市、八女市、宗像市、糸島市、大木町
佐賀県 佐賀県、鹿島市
長崎県 長崎県、松浦市
熊本県 熊本県、熊本市、荒尾市、天草市
大分県 大分県、中津市
宮崎県 宮崎県、串間市、三股町
鹿児島県 鹿児島県、鹿屋市、南九州市

沖縄奄美ブロック(1市)

沖縄県 糸満市

近畿ブロック(5府県15市町)

滋賀県 滋賀県
京都府 京都府、京都市、向日市、京丹後市、南丹市
大阪府 枚方市、八尾市、河内長野市、和泉市、高石市
兵庫県 兵庫県、芦屋市、加古川市、宝塚市
奈良県 奈良県、奈良市
和歌山県 和歌山県、和歌山市、那智勝浦町

北海道ブロック(11市町)

北海道 札幌市、苫小牧市、登別市、当別町、ニセコ町、美瑛町、滝上町、安平町、士幌町、鹿追町、白糠町

東北ブロック(5県、14市町)

青森県 青森県
岩手県 岩手県、宮古市、一関市、矢巾町
宮城県 宮城県、仙台市、東松島市
秋田県 鹿角市
山形県 山形県、山形市、上山市、長井市、最上町、福島県 福島県、喜多方市、南相馬市、広野町、浪江町

関東ブロック(6県30市町)

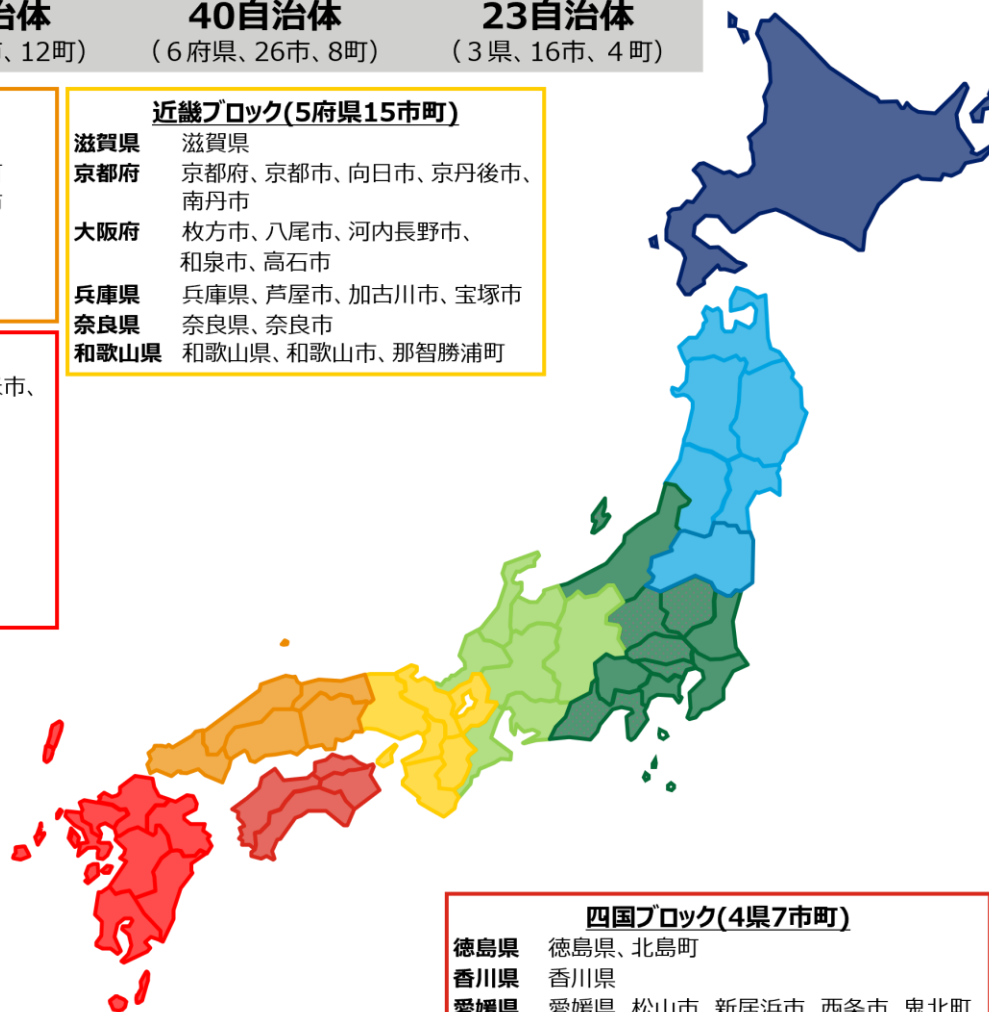
茨城県 北茨城市
栃木県 栃木県、小山市、那須塩原市
群馬県 群馬県
埼玉県 埼玉県、さいたま市、秩父市、所沢市、春日部市、入間市、新座市、久喜市、白岡市
千葉県 流山市
東京都 多摩市
神奈川県 横浜市、相模原市、横須賀市、藤沢市、小田原市、厚木市、大和市、開成町
新潟県 新潟県、新潟市、長岡市、新発田市、燕市、妙高市、南魚沼市
山梨県 山梨県
静岡県 静岡県、浜松市、沼津市、富士市

中部ブロック(7県、26市町)

富山県 富山県、富山市、魚津市、氷見市、小矢部市、立山町
石川県 石川県、金沢市、加賀市、津幡町
福井県 福井県、越前市、坂井市
長野県 長野県、伊那市、佐久市、東御市、安曇野市、箕輪町、高森町、木曾町、小布施町
岐阜県 岐阜県、大垣市、美濃加茂市、山県市
愛知県 愛知県、岡崎市、半田市、豊田市
三重県 三重県、いなべ市、志摩市

四国ブロック(4県7市町)

徳島県 徳島県、北島町
香川県 香川県
愛媛県 愛媛県、松山市、新居浜市、西条市、鬼北町
高知県 高知県、高知市、土佐町



地域資源を活用したレジリエントなエネルギー・経済循環の実現に資する事例

◆ 地域脱炭素の推進により、**地域のレジリエンス確保、地域資源・資金の域内循環、地場産業・地域事業者の振興・育成**等を通じ、強い経済を実現する取組が各地で進んでいる。

<防災・レジリエンス強化>

○基幹インフラ施設を中心にした広域防災体制の強化（石川県）



金沢港エリア



とと里山空港

○平時・有事における**地域医療の継続性の向上**
（大分県大分市）



地域医療機関



医師による患者への発信

○避難所等への**太陽光・蓄電池の設置**による
ブラックアウトへの対応（石川県珠洲市）



※珠洲市役所で導入した太陽光発電及び蓄電池が令和6年能登半島地震で機能発揮

<地場産業・地域事業者の振興>

【地場産業の振興】

○**県産設備登録・支援**（山口県）



登録制度を活用し設置された太陽光発電設備や地中熱利用設備



○**地場のタオル産業の付加価値向上支援**（今治市）



しまなみ海道を訪れる外国人観光客



今治タオル

地元事業者・地元人材育成

○**ZEH等工務店育成**（島根県）



県産木材「しまねの木」を活用した住宅

<資源循環・地域資源活用>

○**畜産ふん尿等を活用**した全町
脱炭素化（**北海道士幌町**）



乳牛ふん尿を活用したバイオガスプラント

○**地域協働型小水力発電**による地域内
資金循環（**岐阜県高山市**）



小水力発電施設

地域共生型再エネの導入の推進

再エネの最大限の導入のためには、**地域における合意形成が図られ、環境に適正に配慮し、地域に貢献する、地域共生型の再エネを増やすことが重要。**

環境省は、地域共生型の再エネ導入を支援

- 適正な環境配慮の確保と、地域の合意形成の推進
- 地域の住民・事業者が、積極的に事業に関与、連携
- 地域経済の活性化、防災などの社会課題の解決に貢献

環境省による取組

- 改正温対法に基づく再エネ促進区域（地域脱炭素化促進事業）の運用に関する支援を実施
- 環境アセスメント制度により、地域共生型の事業計画の立案を促進
- 地域脱炭素の推進のための交付金等による支援を実施



地域資源を活用した再エネ事業による地域振興



公共施設を活用した再エネ導入

迷惑施設と捉えられる再エネには厳しく対応

- 地域における合意形成が不十分なまま事業に着手
- 安全性が確保されず、自然環境・生活環境への適正な配慮が不足

環境省による取組

- 環境アセスメント制度等により、環境への適正な配慮とパブリックコンサルテーションの確保。これらが不十分な事業に対し、環境大臣意見を述べる際は厳しく対応（例：埼玉県小川町^{おがわまち}での事例）
- 各省における、個別法による立地規制や、事業法による事業規律の確保の取組との連携



傾斜地の崩壊が発生したため、
法肩部分の架台が流出した事例



法面保護工が崩れて流出した事例

出典：いずれも、地上設置型太陽光発電システムの設計ガイドライン2019年版（NEDO）

住宅・建築物の脱炭素化について

- 住宅・建築物（建設含む）は世界全体のCO2排出の約34%を占め※、ネット・ゼロのため、その削減が重要。
- 温対計画では、2030年度に2013年度比で家庭部門で66%、業務その他部門で51%の削減目標を設定するとともに、2050年にストック平均でZEH・ZEB基準の省エネ性能の確保を目標として記載。
- 環境省では、**新築・既築の住宅・建築物の脱炭素化のための補助事業を実施**するとともに、デコ活等を通じた消費者の行動変容、SHK制度等を通じた企業への働きかけ等を実施。
- 関係省庁において、運用時だけでなく、**建築物のライフサイクルを通じて排出されるGHGの算定・評価等を促進する制度構築**に向け今国会において法案提出されている。環境省は**低炭素な建材の普及促進、フロン類の排出抑制及び建材の再資源化の促進**等に係る取組を通じて貢献。

※（出典）GlobalABC/UNEP, *Global Status Report for Buildings and Construction (Buildings-GSR) 2024/2025*



図1 GX志向型住宅への支援

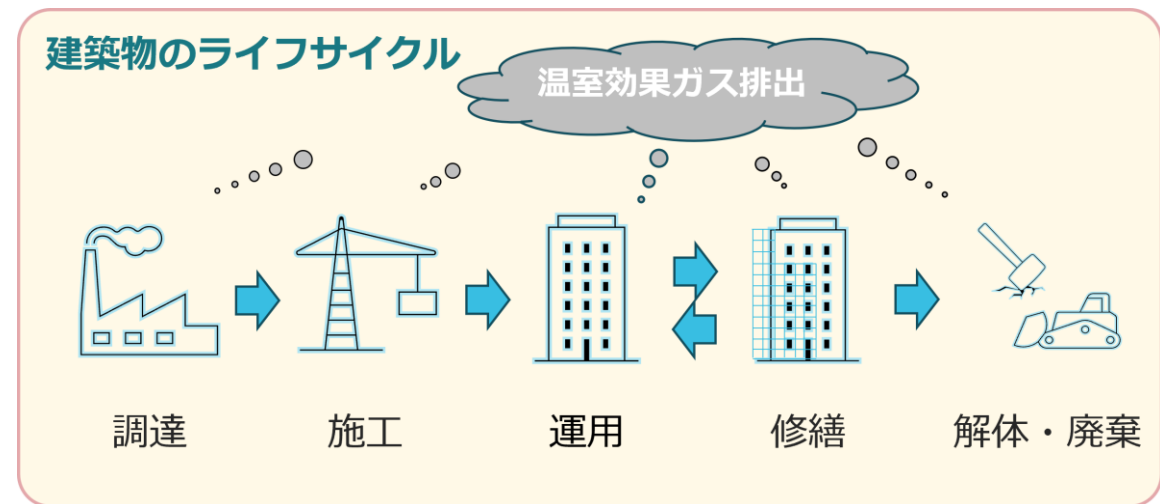


図2 ライフサイクル全体でのGHGの評価のイメージ

GX製品・サービスの需要創出

- **企業のGX投資を促進するため**、高断熱窓や電動商用車等の需要対策技術や**ペロブスカイト**等の新技術の導入支援、GX価値の見える化、国民運動の展開、公共調達の推進などを通じ、くらし分野等における**GX製品・サービスの需要創出**を推進。

需要創出に向けた政策支援

- **国民・需要家への導入支援**
くらし分野における既存の需要対策技術の導入支援に加え、新たな需要拡大に繋がるペロブスカイト太陽電池等の新技術への補助を実施
- **グリーン製品の需要喚起**
業界、製品種毎のカーボンフットプリントの算定・表示ルールの策定及び人材育成の支援、脱炭素製品の**需要喚起に向けた評価制度等の検討**
- **「デコ活」(脱炭素につながる新しい豊かな暮らしを創る国民運動)**
官民連携プロジェクト等により、あらゆる生活領域における脱炭素に資するGX製品・サービス等の普及・浸透
- **公共部門による率先調達**
グリーン購入法や政府実行計画等の枠組みを活用した公共部門でのGX製品等の脱炭素型製品・サービスを率先調達。地方公共団体への波及効果も期待

ペロブスカイト太陽電池



第一回次世代型太陽電池の導入拡大及び産業競争力強化に向けた官民協議会 資料2を加工



GX製品を始めとする脱炭素型の製品・サービスにより、
光熱費削減、生活の快適性や生産性の向上、エネルギーの自立化によるレジリエンス向上にも貢献²⁷

気候変動適応とは

気候変動適応とは

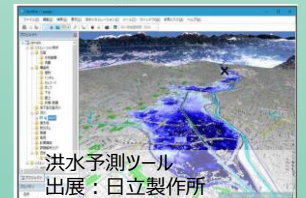
気候変動対策には「緩和」と「適応」が存在。**両輪で進めることが不可欠。**

- ・緩和：世界全体で気候変動の原因となる温室効果ガスの排出削減対策
- ・適応：国や地域ごとに、気候変動の影響による被害の回避・軽減対策

<適応策の例>



愛媛県のブラッドオレンジ産地化
(出展：えひめ南農業組合)
果樹の適地変化に対する新たな
作物を導入し地域の特産品に



洪水予測ツール
出展：日立製作所
気象災害を予測する先端システム
の導入・海外展開

気候変動適応法

**科学的知見の集約・活用及びそれに基づく各分野の
適応の総合的な推進は国に求められる重要な責務。**

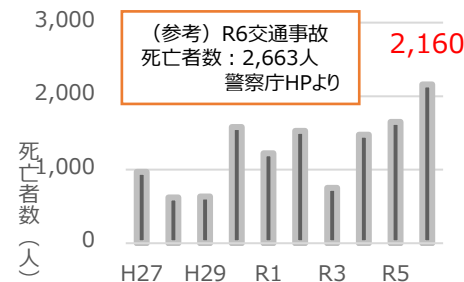
国による影響評価、政府全体の適応に関する計画策定、地方公共団体や事業者、国民等の適応策の促進のための情報基盤整備や、地域での適応の強化、国際展開、熱中症対策の推進等に関することを規定。

気候変動適応法に基づき、

- ・5年ごとに作成する最新の**気候変動
影響評価報告書**を令和8年2月に
公表。
- ・これを踏まえ、「**気候変動適応計画**」
を令和8年度に改定予定。

<気候変動影響の例>

平成30年以降、令和3年を除いて
熱中症の死亡者は**1,000人超え**



極端な大雨の頻度・強度の増加により
洪水等による**災害リスク増**



自然災害の多発・激甚化（サプライチェーン断絶等の影響）、
食料問題の深刻化等の**世界的影響が予測**。我が国でも影響
が全国で現れており、**地域の社会・経済に危機的影響**。

気候変動適応計画（R3.10）

目標

気候変動影響による被害の防止・軽減、国民の
生活の安定、社会・経済の健全な発展、自然環
境の保全及び国土の強靱化を図り、安全・安心
で持続可能な社会を構築することを目指す

分野別施策

【農業・林業・水産業】【水環境・水資源】【自然生態系】
【自然災害・沿岸域】【健康】【産業・経済活動】【国民生
活・都市生活】の7分野の影響ごとの施策

- ・高温耐性品種の導入
- ・サンゴ礁生態系の保全
- ・「流域治水」の推進
- ・熱中症予防情報伝達 等

基盤的施策

分野横断的に取り組む施策。

- ・プラットフォームを通じた国内外の気候リスク
情報の集約・提供
- ・地域気候変動適応計画の支援
- ・事業者の「気候リスク管理」の支援 等

第3次気候変動影響評価報告書のポイント（概要）

第3次気候変動影響評価においては、以下を踏まえて実施。

- ①最新かつ広範な科学的知見を反映
- ②影響の重大性の評価を2段階から3段階に細分化
- ③特に強い影響を受ける地域や対象の整理
- ④適応策及びその効果に関する知見の整理

現状から将来予測にわたって重大性・緊急性・確信度が高いなど特に優先的に対応が必要な項目※が明らかになった。

※重大性（現状、1.5～2℃上昇時、3～4℃上昇時）・緊急性・確信度の評価が全てレベル3の項目及び分野別WGで、重大性及び緊急性がレベル3かつ、新たに追加された項目又は社会的関心の高さを勘案して取り上げるべきとされた項目

特に優先的に対応が必要な項目の影響の概要

【農業・林業・水産業】

- 水稻：コメの収量・品質低下
- 果樹：ミカン・リンゴ等果樹の栽培適地の変化
- 農業生産基盤：大雨による農地・農業設備への被害
- 沿岸域・内水面漁場環境等：海水温の上昇によるワカメ等の不漁

【水環境・水資源】

- 水供給(地表水)：渇水の増加・農業用水等の不足

【自然生態系】

- 亜熱帯：珊瑚の白化現象の頻度増加
- 温帯・亜寒帯：海藻等の分布域の縮小・北上
- 分布・個体群の変動：生物の分布域の変化

【自然災害・沿岸域】

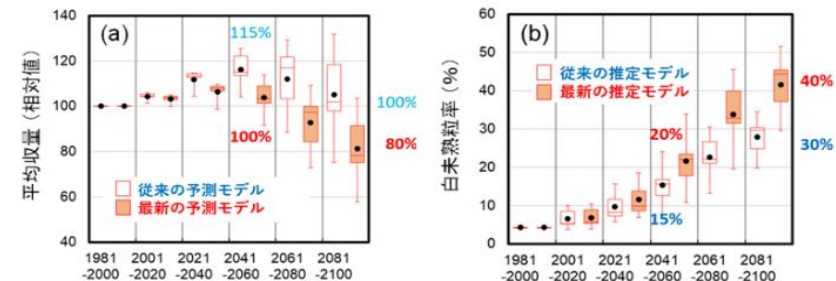
- 洪水：洪水の発生地点数の増加
- 内水：内水氾濫の可能性の増加・浸水時間の長期化
- 土石流・地すべり・土砂流出等：時間降水量の増加による土砂災害発生件数の増加

【健康】

- 暑熱：気温上昇に伴う、熱中症による救急搬送者数・死亡者数の増加や循環器系疾患等での死亡率・入院・救急搬送者数の増加

【産業・経済活動】【国民生活・都市生活】

- インフラ・ライフライン等：大雨・台風等による電気・ガス・水道などのライフラインの寸断



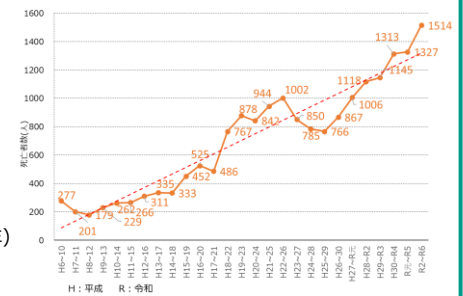
水稻の収量(a)および白米熟粒率(b)の20年毎の推移(全国平均)(RCP8.5)
(Ishigooka et al., 2021)



白化した珊瑚
「サンゴ礁生態系保全行動計画2022-2030」
(環境省)



福岡県久留米市の巨瀬川氾濫(令和5年)
「災害・防災情報：6月29日からの大雨」
(国土交通省)



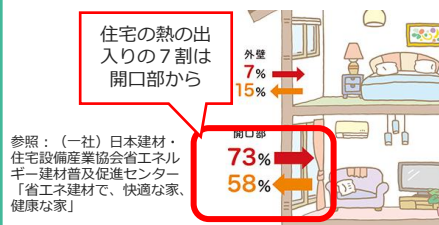
熱中症による死亡者(5年移動平均)の推移
(人口動態統計から環境省作成)

気候変動の影響による被害を回避・軽減する「適応」により課題を同時解決

- 気候変動対策の「緩和」と「適応」は車の両輪。
- 適応は、緩和、防災、生物多様性の保全等の施策とのシナジーによるコベネフィットの創出が可能。
- 適応とあらゆる関連施策とのシナジーを強化し、関係者が抱える課題を同時に解決。

緩和×適応

住宅の断熱化を支援し、住宅の脱炭素化を促進。



日射熱対策に加えて、住宅の断熱化を行うことで、冷房効率が向上。脱炭素化と熱中症対策に同時貢献。

災害・停電時に避難施設等へエネルギー供給が可能な再エネ設備等の導入を支援。



再エネ普及により脱炭素化と災害レジリエンス向上 (適応) を同時に貢献。

ネイチャーポジティブ×適応

30by30目標に向けて自然共生サイトを認定。ネイチャーポジティブを推進。



緑地の一部は、雨水を地下浸透させ貯留。防災・減災の機能も有した緑地。

自然共生サイトの認定基準の考え方として「適応」を明示。ネイチャーポジティブと適応との同時貢献。

観光×適応

地域で保全を行ってきた「良好な環境」を地域の観光資源として有効活用するモデル事業。(R8)

＜対象事業例＞
「良好な環境」における、適応機能を維持・復活させることで、周辺地域の適応とあわせて、観光資源としての価値向上につなげる事業



(事業イメージ例)
湿原周辺の耕作放棄地を湿地化 (洪水調整機能) し、渡り鳥を呼び込み、それら全景を観光資源化。

公募要領において、適応に関する取組も募集。適応の効果のある「良好な環境」の保全と活用を行うモデル事例創出。

事前防災×適応

気候変動による災害について学び、その対策 (適応策) を実践する機会を提供し、地域における平時の協力連携体制の強化 (R7)。



国民への気候変動 (適応策) の普及を行いつつ、防災コミュニティの創出に貢献。

- ①雨庭づくりなど適応策の実践を通じて防災知識を学ぶ機会を提供。
- ②気候変動に関心の高い若年層をターゲットとしたセミナーによる気候変動や防災に関する啓発

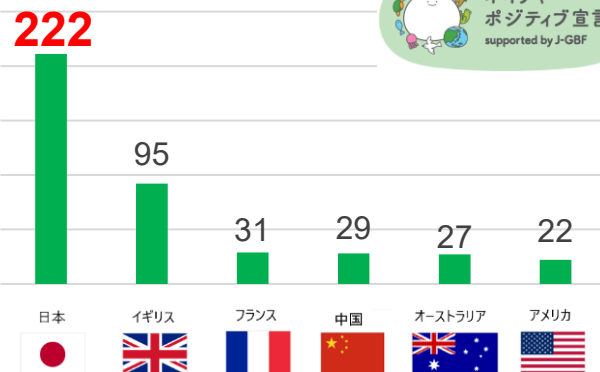
ネイチャーポジティブ経済への移行



- 自然資本は社会経済活動の基盤であり、社会の安全保障上も重要。ネイチャーポジティブ（自然再興）への移行は持続可能な企業経営に不可欠であり、企業にとってリスク低減、企業価値創造につながる。
- ネイチャーポジティブ経営に取り組む日本企業は確実に増加、自然関連財務情報開示（TNFD）アダプター数は日本が世界トップ。
- 企業の具体的なアクションを更に促進するため、2025年7月ネイチャーポジティブ経済移行戦略ロードマップを策定、国の施策の方向性の全体像を具体化し、取組を加速。

企業によるネイチャーポジティブ取組拡大

- TNFDアダプター企業数世界トップ
- 取締役会等で生物多様性に関する報告・決定がある企業割合は約4割に
- ネイチャーポジティブ宣言の企業・団体数は1100超に増加



資料：TNFD Websiteより環境省作成（2026年4月13日時点）

TNFDアダプター企業数

我が国の取組



ネイチャーポジティブ経済移行に向けた企業価値向上ストーリー集を公表（2026年3月）



情報開示促進・ネイチャーファイナンスの拡大による企業のNP経営の実践

- 調達におけるネイチャーポジティブ実践ガイドラインを2026年策定予定、ネイチャーポジティブなサプライチェーン構築支援
- ネイチャーファイナンス実践ガイドラインを2026年策定予定



国際ルールメイキング等に積極的に参画し企業の国際競争力強化

- ネイチャーフットプリント開発など

2030年生物多様性枠組実現日本会議（J-GBF）を通じて、産官学民のステークホルダー連携・協力を図り、国際目標等の達成に向けて具体的な取組を促進



2025年9月J-GBF総会において、筒井J-GBF会長からご挨拶

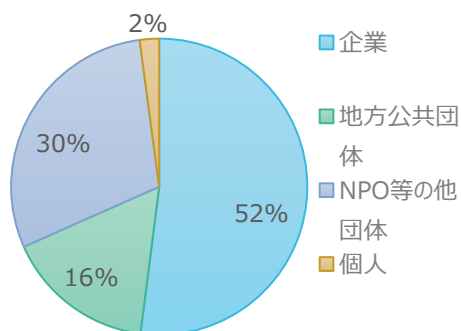
ネイチャーポジティブ領域で世界をリードし、自然資本・生物多様性の保全を通じ、国土の強靱化、食料安全保障、資源安全保障、経済成長に貢献

「自然共生サイト」による企業等の取組促進

- ネイチャーポジティブの実現には、企業等による生物多様性を増進する活動の促進が重要。
- 30by30の達成に向けた「自然共生サイト」の認定等を通じて、企業等の多様な主体の参加を促していく。

「自然共生サイト」の申請主体は企業が最多

- 2023年から「自然共生サイト」の認定を開始。2026年3月時点で569箇所を認定。
- 申請主体は企業が約半数

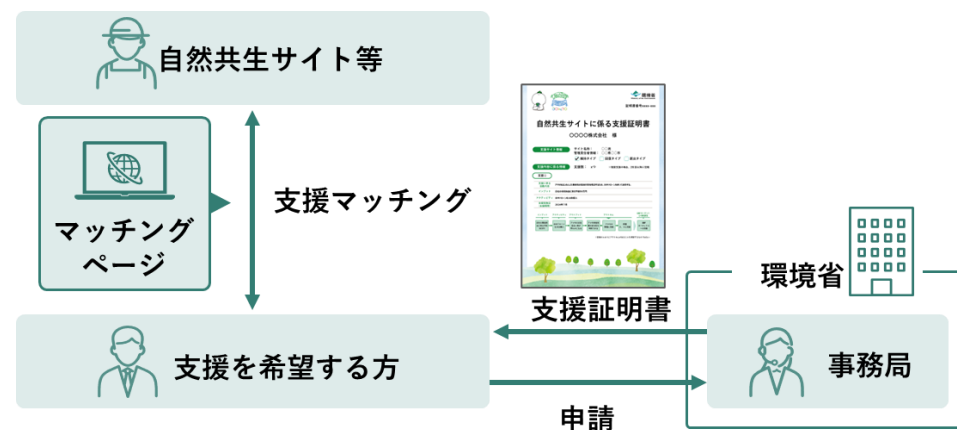


「自然共生サイト」の認定事例



自然共生サイト等に対する民間支援の促進について（支援マッチング・支援証明書制度）

- 「自然共生サイト」の認定促進や認定後の管理の継続・質の向上等のためには、保全活動を実施する主体への経済的・人的支援等が重要。
- 環境省では、支援を必要とする「自然共生サイト」等と、それらの活動への支援を希望する方（企業等）との支援マッチング促進を行っている。
- また、「自然共生サイト」等への支援を行う方に対するインセンティブ措置として「自然共生サイトに係る支援証明書」制度を構築。令和7年度から本格運用を開始。



グリーンな経済システムの構築に向けた金融行動に関する宣言

令和7年3月13日

ESG金融ハイレベル・パネル

第六次環境基本計画は、環境・経済・社会に関わる複合的な危機や課題のもと、環境を基盤とし、環境を軸とした環境・経済・社会の統合的向上への高度化を図り、環境収容力を守り環境の質を上げることによって経済社会が成長・発展できる持続可能な社会としての「循環共生型社会」の実現を掲げている。

この循環共生型社会を実現するために、「ウェルビーイング」を最上位の目的として、環境・経済・社会の統合的向上の高度化に向け、ネット・ゼロ、循環経済、ネイチャーポジティブ等といった個別分野の環境政策を統合的に実施し、相乗効果（シナジー）を発揮させ、経済社会の構造的な課題の解決にも結びつけていく必要がある。

循環共生型社会の実現に向けて、金融機関として持続可能な生産と消費を実現するグリーンな経済システムの構築に貢献すべく、事業者の環境負荷の低減につながる投資を促し、取組を後押しするなど、ESG金融を含むサステナブルファイナンスの取組を推進するにあたり、ESG金融ハイレベル・パネルは以下のとおり宣言する。

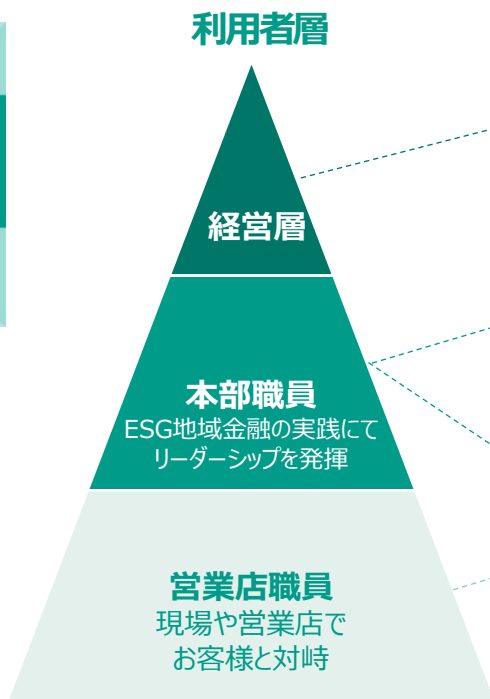
1. 気候変動対策、循環経済、ネイチャーポジティブ等の実現に資する投融資など、持続可能な社会の構築へと資金の流れをシフトする環境金融を拡大する。
2. 地域課題の解決を経済的価値につなげ得る事業等に対し投融資・支援を行うことで、地域企業における経営のグリーン化を促進する。
3. 既存の技術の社会実装だけでなく、新たなイノベーション創出の加速化に向けて、環境スタートアップへの投資を一層拡大していく。

以上のとおり、金融を通じたグリーンな経済システムの構築に向け、ESG 金融を含むサステナブルファイナンスを促進していく。

地域金融への期待（支援ツールのラインナップ）



ESG地域金融実践ガイド など



関連ガイド・ハンドブック

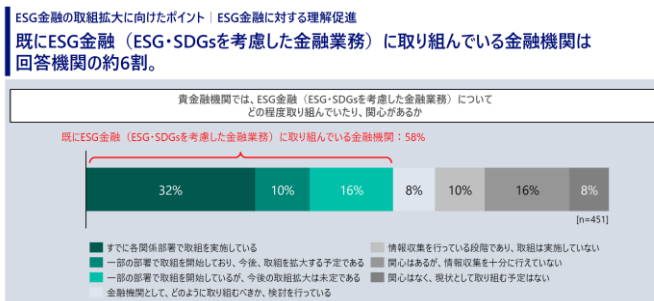
- **エグゼクティブサマリー**
ESG地域金融実践の大所高所の問題意識や理念・経営層コミットメントの必要性を記載したサマリ
- **ESG地域金融実践ガイド**
ESG地域金融の実践アプローチを解説したうえで、具体的な取組実践をサポートする詳細マニュアル
- **事例集**
実践ガイドで紹介するアプローチ・実践方法を踏まえ、金融機関による実践事例を紹介
- **ESG地域金融ハンドブック —ESG地域金融実践ガイドの要約版—**
ESG地域金融の「入口」となる、ESG要素を勘案した取引先企業との対話実践にフォーカスし、職員による対話実践の“初動”やESG地域金融の“基礎的な理解”に軸足を置いた基礎編

[「ESG地域金融実践ガイド2.2」の公表について | 報道発表資料 | 環境省 \(env.go.jp\)](#)
[「ESG地域金融実践ガイド3.0」の公表について | 報道発表資料 | 環境省 \(env.go.jp\)](#)

ESG地域金融に関するアンケート調査



- 我が国におけるESG金融の普及状況について確認し、さらなる拡大に向けた課題点等を整理することを目的とした、国内金融機関（都市銀行・地方銀行・信用金庫・信用組合等）宛のアンケート調査。
- ESG金融の取組状況について、取組体制や事例、取組促進に向けた課題、ESG金融にかかわる取引先の資金ニーズ、市場データ等の情報収集及び整理を実施。
- 本調査結果を踏まえ、国内金融機関のESG金融の取組にかかる状況を把握し、自身の今後のESG金融推進に活用いただくとともに、環境省の施策検討に活用する。



[2024年度ESG地域金融に関するアンケート調査結果の公表について | 報道発表資料 | 環境省](#)

(参考) 株式会社脱炭素化支援機構

○株式会社脱炭素化支援機構は、国の財政投融资からの出資と民間からの出資からなる資本金（令和7年4月現在360億円）を活用して、脱炭素に資する多種多様な事業に対する投融资（リスクマネーの供給）を行う官民ファンド。

組織の概要

【設立年月日】 2022年10月28日

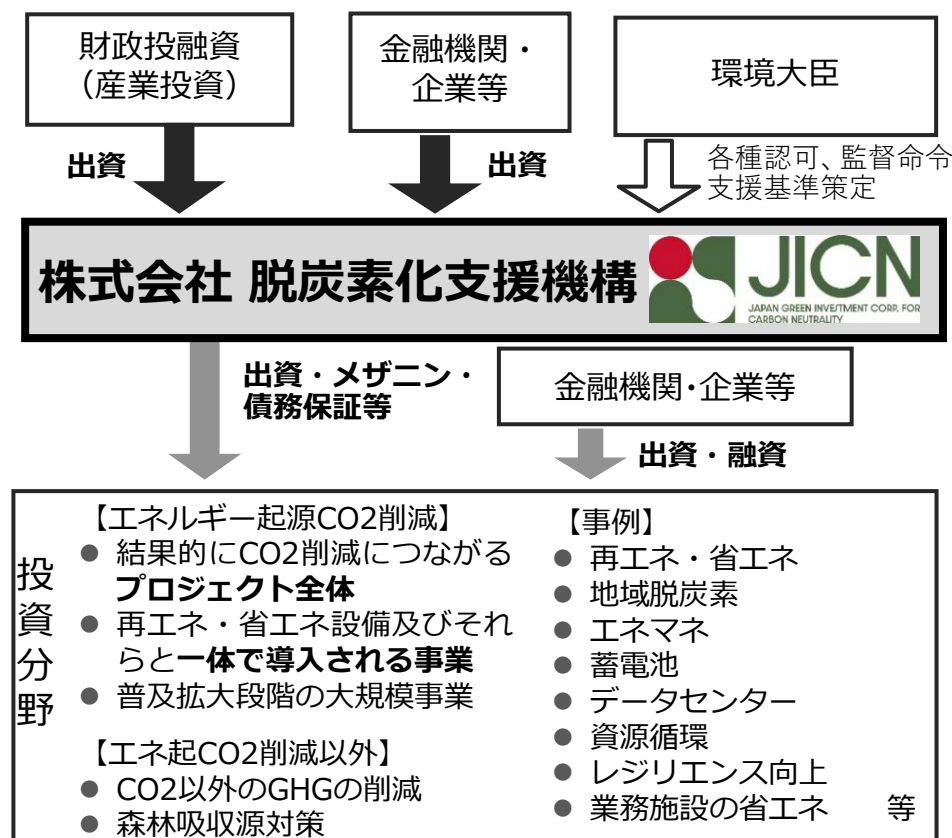
【代表者】 代表取締役社長 田吉 禎彦

【出資金】 360億円

- 民間株主（84社、109.5億円）：
 - ・金融機関：日本政策投資銀行、3メガ銀、地方銀行など57機関
 - ・事業会社：エネルギー、鉄鋼、化学など27社
- 国（財政投融资等、250.5億円）
 - ・R7：最大600億円（産業投資と政府保証の合計）
 - ・R8要求額：700億円

支援対象・資金供給手法

- 再エネ・蓄エネ・省エネ、資源の有効利用等、脱炭素社会の実現に資する幅広い事業領域を対象。
- 出資、メザニンファイナンス（劣後ローン等）、債務保証等を実施。



脱炭素に必要な資金の流れを太く・早くし、地方創生や人材育成など価値創造に貢献

環境省設置法の一部を改正する法律の概要



環境省の地方支分部局である地方環境事務所について、自治体支援機能を含む地方支分部局としての機能発揮を促進するため、名称を「地方環境局」に改める等の措置を講ずる。

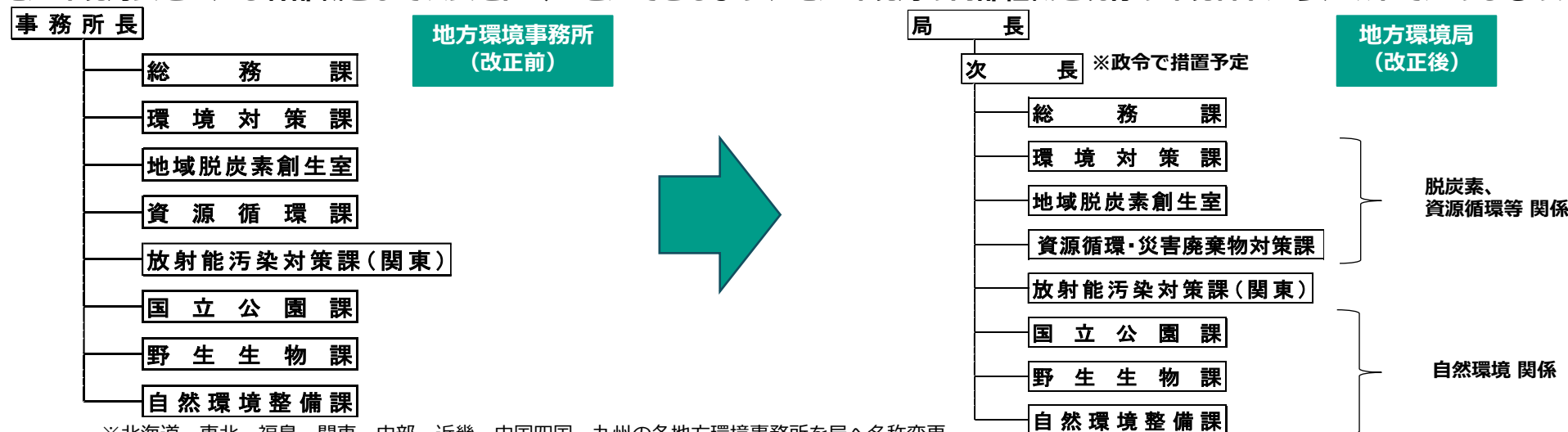
■ 背景

- 平成17年（2005年）に環境省の地方支分部局として設置された地方環境事務所（平成17年当時の定員：369名）は、当初国立公園管理、環境保全活動の促進等を担当していた。設置から20年が経過する中で、地域脱炭素に係る地方公共団体の伴走支援、災害廃棄物処理に係る地方公共団体支援、除染や除去土壌の中間貯蔵事業等を担うようになり、その業務・規模を拡大してきた（全国8か所、令和7年度末時点の定員：1,159名）。
- その一方で、その名称が「事務所」であることにより、ブロック単位の地方支分部局であることが対外的に理解されづらく、各府省や地方公共団体等との円滑な連絡・調整等に支障が生ずる場合もある。
- このため、今回、災害廃棄物処理対策に係る地方公共団体支援機能の強化、クマ対策を含む広域的野生鳥獣保護管理・外来生物対策、地域の資源循環等の体制強化を行うことと合わせ、ブロック単位の地方支分部局にふさわしい「地方環境局」という名称に改めること等により、自治体への支援機能を含め、地方支分部局としての効果的な機能発揮を促進する。



■ 主な改正内容

- 環境省の地方支分部局である地方環境事務所の名称を「地方環境局」に改める。
- 地方環境局長を支える幹部職として次長を置くことができるよう、地方環境局の内部組織を現行の環境省令から、政令で定めるものに変更する。

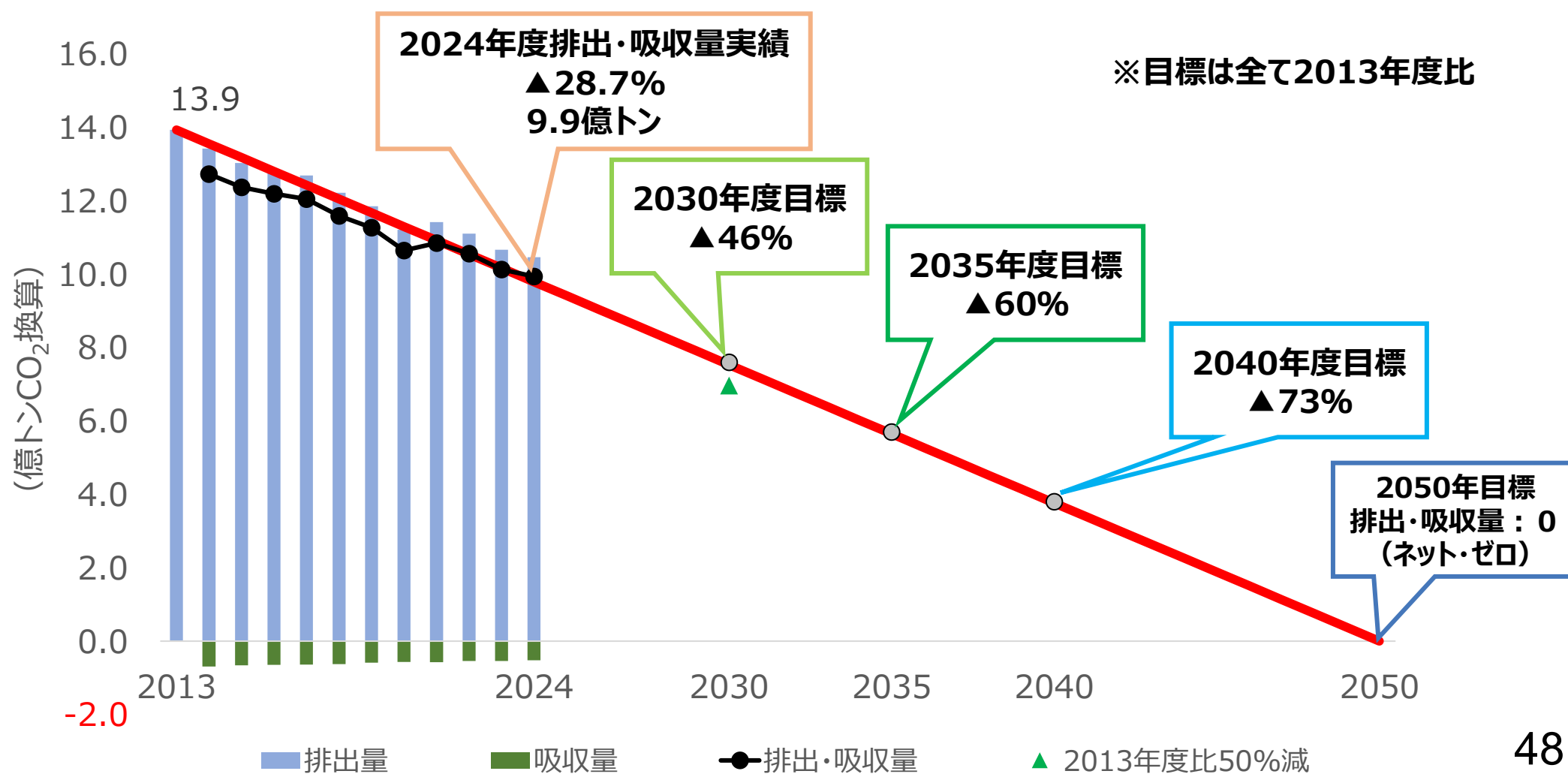


※北海道、東北、福島、関東、中部、近畿、中国四国、九州の各地方環境事務所を局へ名称変更
※上記は各地方環境事務所（福島を除く）の組織図の例

(参考) 炭素中立

2050年ネット・ゼロに向けた進捗

- 2024年度の我が国の温室効果ガス排出・吸収量は約9億9,400万トン（CO₂換算）（2023年度は約10億1,300万トン）となり、2023年度比1.9%減少（▲約1,880万トン）、2013年度比28.7%減少（▲約3億9,950万トン）。
- **2013年度以降の最低値を記録（初めて10億トンの大台を下回る）し、全体としての減少傾向を継続。**



地球温暖化対策計画（2025年2月18日閣議決定）に位置付ける主な対策・施策



- 削減目標達成に向け、**エネルギー基本計画及びGX2040ビジョンと一体的**に、主に次の対策・施策を実施。
- 対策・施策については、**フォローアップの実施を通じて、不断に具体化を進めるとともに、柔軟な見直し**を図る。

《エネルギー転換》

- **再エネ、原子力**などの**脱炭素効果の高い電源**を最大限活用
- トランジション手段として**LNG火力**を活用するとともに、水素・アンモニア、CCUS等を活用した**火力の脱炭素化**を進め、**非効率な石炭火力のフェードアウト**を促進
- 脱炭素化が難しい分野において**水素等、CCUS**の活用

《産業・業務・運輸等》

- 工場等での**先端設備**への更新支援、**中小企業**の省エネ支援
- 電力需要増が見込まれる中、**半導体の省エネ性能向上、光電融合**など最先端技術の開発・活用、**データセンターの効率改善**
- 自動車分野における製造から廃棄までの**ライフサイクル**を通じたCO₂排出削減、**物流**分野の脱炭素化、**航空・海運**分野での次世代燃料の活用

《地域・暮らし》

- **地方創生に資する地域脱炭素**の加速（地域脱炭素ロードマップ）
→2030年度までに100以上の「**脱炭素先行地域**」を創出等
- 省エネ住宅や食品ロス削減など**脱炭素型の暮らしへの転換**
- **高断熱窓、高効率給湯器、電動商用車やペロブスカイト電池**等の導入支援や、国や地方公共団体の庁舎等への率先導入による**需要創出**
- **Scope3**排出量の算定方法の整備など**バリューチェーン全体の脱炭素化**の促進

《横断的取組》

- 「**成長志向型カーボンプライシング**」の実現・実行
- **循環経済（サーキュラーエコノミー）**への移行
→**再資源化事業等高度化法**に基づく取組促進、「**廃棄物処理×CCU**」の早期実装、**太陽光パネルのリサイクル**促進等
- **森林、ブルーカーボンその他の吸収源確保**に関する取組
- 日本の技術を活用した、**世界の排出削減への貢献**
→**アジア・ゼロエミッション共同体（AZEC）**の枠組み等を基礎として、**JCM**や**都市間連携**等の協力を拡大

「デコ活」における連携・サポート

「デコ活応援団」による 連携・マッチング

官民連携で「デコ活」の効果的な実施につなげるため、国・企業・地方公共団体・団体等の連携・実践の場＆情報共有・意見交換の場として、**企業・地方公共団体・団体等による官民連携協議会「デコ活応援団」を設立**。3か月に1回の**オンライン会合**を開催し、新規取組提案による企業や地方公共団体等の**マッチング機会**として活用。

「デコ活応援団」 (新国民運動官民連携協議会)

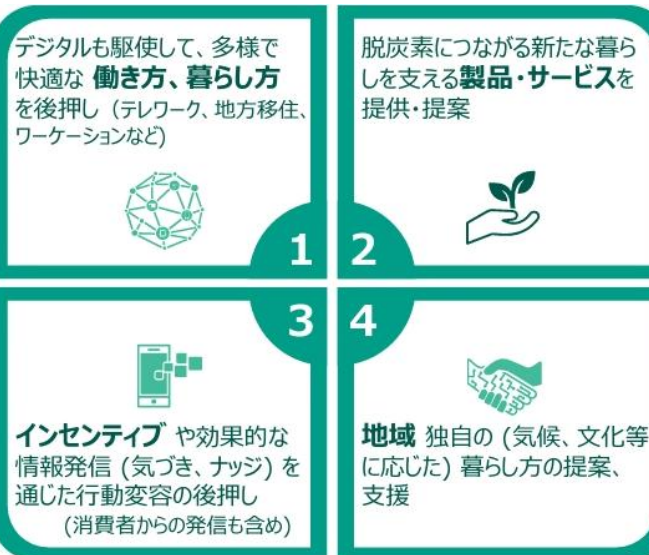
4,090主体
(2,454企業、363地方公共団体、
512団体、761個人)
令和8年4月24日時点



脱炭素型「取組・製品・サービス」 の発信

組織（企業・地方公共団体・団体）、個人単位で「デコ活宣言」を呼びかるとともに、ポータルサイトにおいて、**「脱炭素につながる新しい豊かな暮らしを支える取組・製品・サービス」の登録**を受け。登録いただいたものは、ポータルサイトやSNS等で発信。

脱炭素に資する取組・製品・サービス

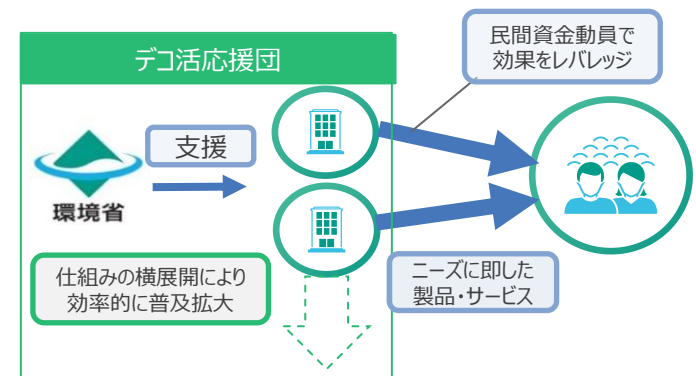


補助金事業による 社会実装型取組支援

マッチングファンド方式により、民間の資金やアイディア等を動員し、**「新しい豊かな暮らし」を支える製品・サービスを効果的・効率的に社会に実装するためのプロジェクト**を実施。
※補助率：定額（1/3相当）

社会実装型取組支援

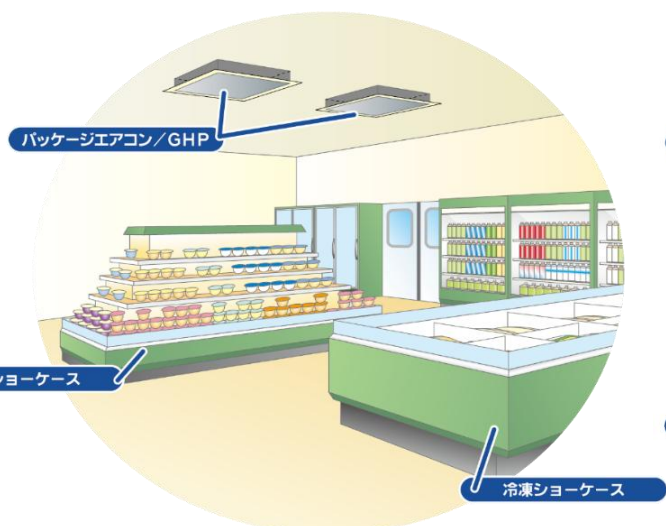
デコ活応援団を通じ、マッチングファンド方式により、民間の資金を動員（**レバレッジ**）、ニーズに即した**具体的な選択肢**を提示することで**波及効果を拡大**



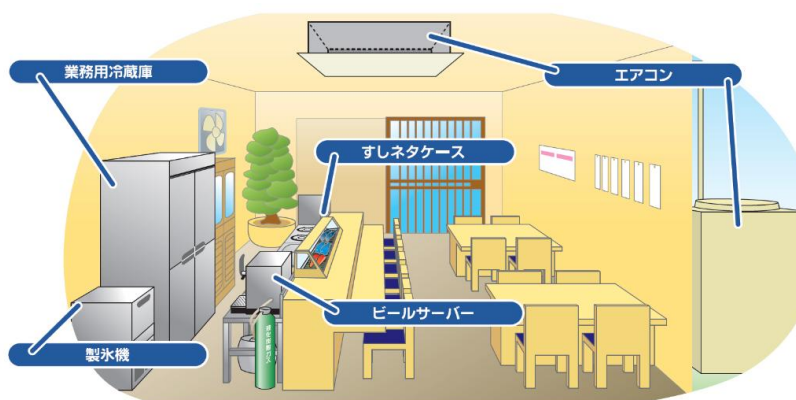
フクロカーボン（フロン）とは

- フロンとは「フクロカーボン」の日本独自の呼び名。「フクロカーボン」は、フッ素（フクロ）と炭素（カーボン）とを含む化合物の総称。
- フロンは、燃えにくい・他の物質と反応しにくいなどの利点を持つ、人工の化学物質（常温では気体）。**エアコンや冷蔵庫・冷凍庫などの冷媒**として広く使われている。
- フロンには大きく分けて、①大気中に放出された場合にオゾン層を破壊してしまう「**特定フロン**」と、②オゾン層を破壊しない「**代替フロン**」との2種類がある。

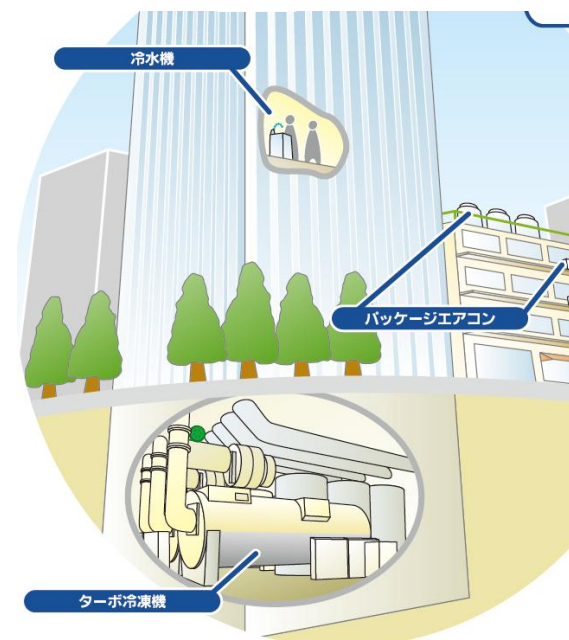
冷媒にフロンを使っている機器の例



スーパーマーケット



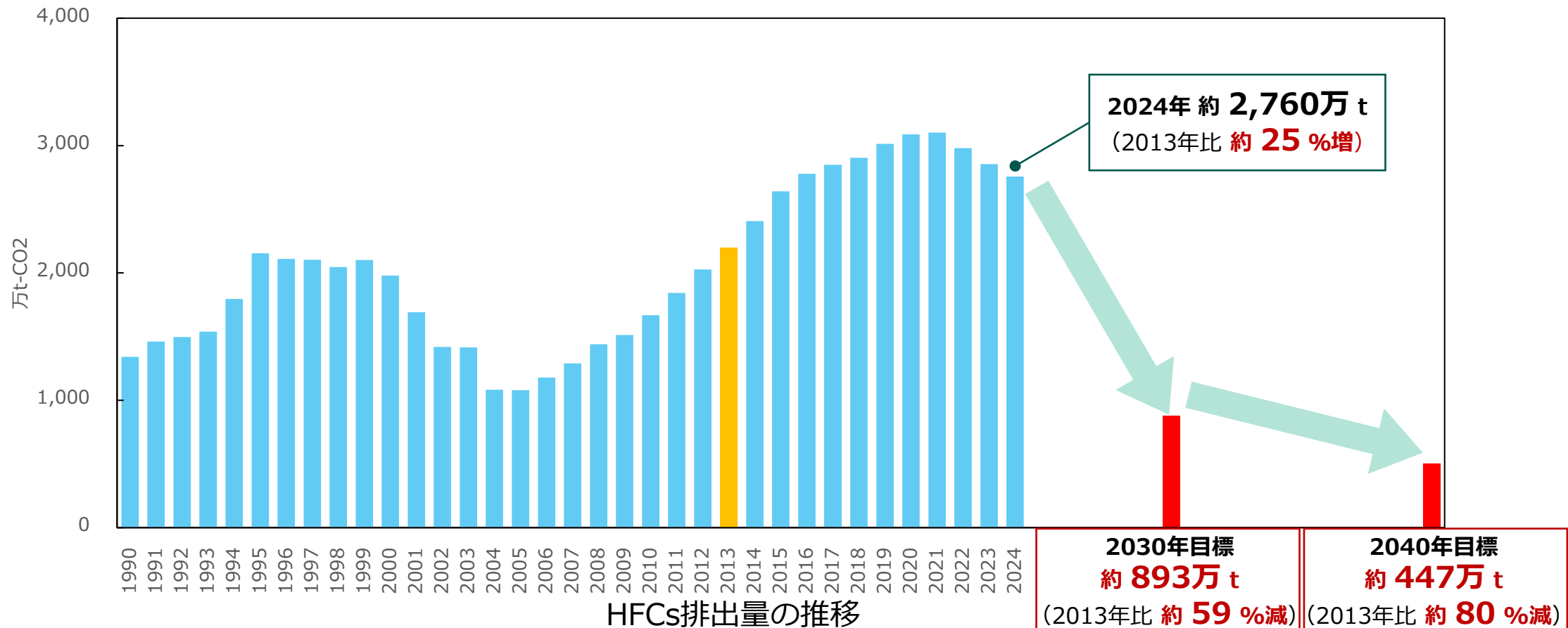
飲食店



オフィス

代替フロン（HFCs）の排出量と2030年・2040年の削減目標

- HFCs排出量は、2005年以降増加傾向にあったが2022年に減少に転換。**2024年まで3年連続で排出量が減少。**
- 「地球温暖化対策計画」（令和7年2月閣議決定）に関して設定されている**2030年・2040年の削減目標の達成に向けて、一層の取り組み**が求められている。



冷媒に用いられるフロン（フルオロカーボン）の排出抑制

【フロン対策の重要性】

- **エアコンや冷蔵庫・冷凍庫などの冷媒**※に使われており、国民の食や暮らし・産業活動を支えている。
※例えばエアコンの場合、室内機と室外機との間をフロンが循環して室内の熱を室外に運ぶ役割を果たしている。
- **温室効果が非常に高く（CO2の数十～1万倍以上）**、日本の温室効果ガス排出量全体の数%を占める。
- 温室効果ガス削減、省エネ、安定供給（経済安全保障）、メーカーの競争力の観点から極めて重要な分野。

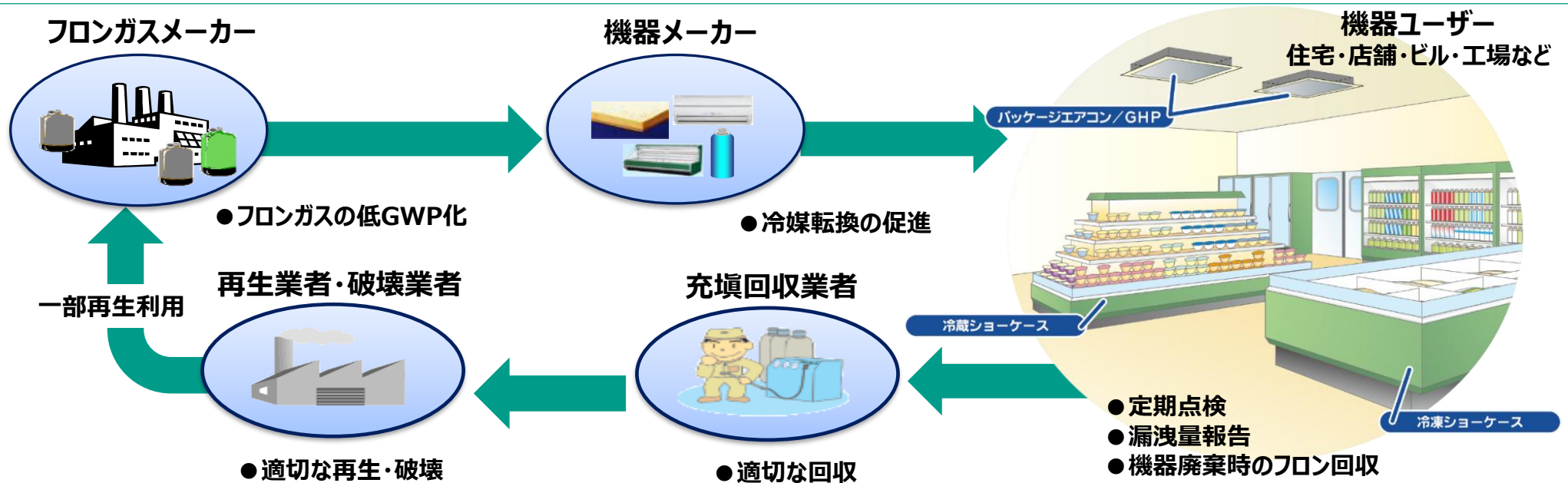
【現行の政策】

- **オゾン層保護法、フロン排出抑制法・家電リサイクル法**などによって**ライフサイクル全体で排出を抑制**。
- 温室効果の小さい**自然冷媒に対応する機器**の導入に対する**補助金**（2025年度70億円）を実施。

【当面の課題】

- フロン排出抑制法について、前回改正法の施行から5年が経過したため**見直しの検討中**。
- **不適正な金属スクラップヤード業者**対策との連携を強化。

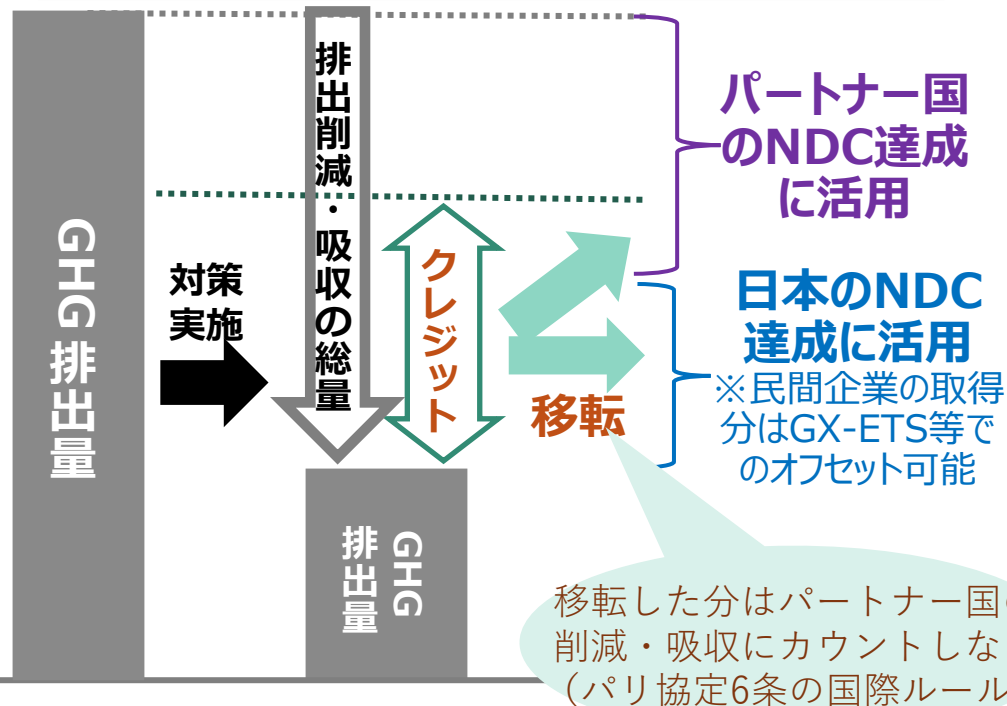
フロンのライフサイクル



二国間クレジット制度（JCM）の概要

- JCMは、日本とパートナー国の間で、日本の企業や政府が技術や資金の面で協力して対策を実行し、得られるGHG※削減・吸収量を、両国の貢献度合いに応じて配分する仕組み。
- 日本への削減・吸収量の移転は、パリ協定6条に沿って行う（クレジット量は保守的に算定し、両国政府が承認。日本はNDC達成にカウントし、相当分はパートナー国の削減・吸収量に計上しない）。
- クレジットを原資として、脱炭素型のサービスを利用する際のパートナー国側のコスト負担を抑制しつつ、日本からの脱炭素投資を呼び込むことで、日本とパートナー国双方の削減・吸収量の増大に貢献するとともに、経済の活性化や持続可能な開発にも貢献する。

削減・吸収量とクレジット発行移転の構造



パートナー国

両国政府による制度の共同運営

- ・ 削減・吸収量の測定・報告・検証
- ・ クレジット量や用途を承認 など

日本

日本からの脱炭素投資



再エネ



省エネ



廃棄物



森林



農業



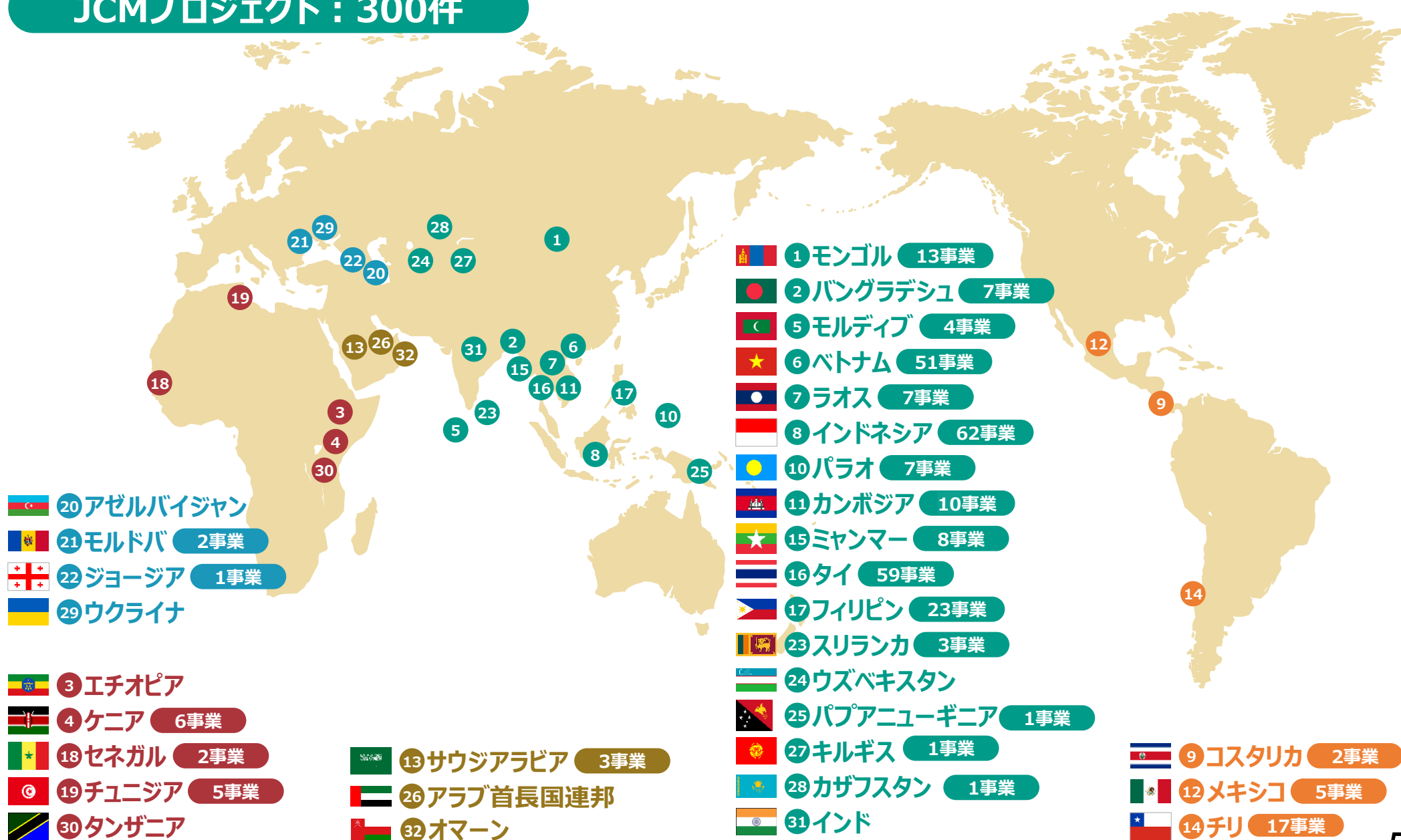
CCS 54

JCMパートナー国32か国一覧

2026年5月22日時点



JCMプロジェクト：300件



※番号は署名順

※環境省・経済産業省支援事業及び民間JCM案件を加えた全案件数

アジアをはじめとする世界の排出削減と持続可能な発展への貢献

AZEC※等を通じアジア諸国等のルール形成・脱炭素化・持続可能な発展に貢献

- 民間資金を中心としたJCMプロジェクト(民間JCM)支援施策を強化し、**JCMクレジット発行を促進**
JCM適用基準の制定やルール類の公表などを通じて、事業の予見可能性を確保
- 地方公共団体や地域企業の**脱炭素都市づくりの経験を海外都市に展開**し、世界の排出削減と持続可能な成長に貢献するとともに、**環境分野での収益力を強化**

※ **AZEC**: Asia Zero Emission Community (アジア・ゼロエミッション共同体)。2022年に日本が提唱。

※ **JCM**: Joint Crediting Mechanism (二国間クレジット制度)。JCMの2026年5月時点のパートナー国は**32か国**、案件数：**300件以上**

廃棄物発電
(ベトナム・バクニン省)



CCSガイドラインの策定
(インドネシア)



水田からのメタン排出削減
のための中干し方法論承認
(フィリピン)



インドとのJCM開始

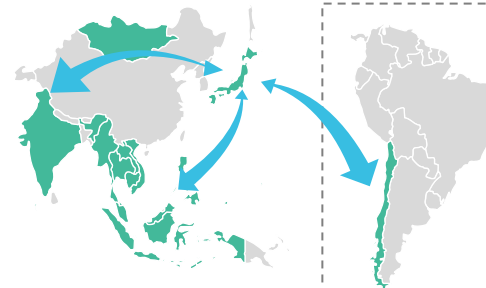


JCMにおける複数のITMOsの発行実績 (タイ、モルディブ)

改正温対法により指定実施機関 (JCMA) を創設・運営し、
JCMクレジット発行を加速化

PaSTIを通じた排出量算定・報告制度構築等の支援

**25地方公共団体が
14カ国67都市・地域との協力を実現**



都市間連携事業 参画都市が拡大



浦添市ーパラオアイライ州の
MoU締結

- 2050年ネット・ゼロの実現に向けては、あらゆる分野での排出削減に加え、二酸化炭素を吸収・固定する**吸収源対策**の推進も必要。我が国の国土面積等の制約を考えると、**ブルーカーボン**はその有効なオプションの一つ。
- 我が国には、**海草藻場（アマモ等）**、**海藻藻場（ワカメ、昆布等）**、**塩性湿地・干潟**、**マングローブ林**など多様なブルーカーボン生態系が存在し、**光合成等によりCO₂を吸収し**、食物連鎖や枯死後の**海底への堆積等により炭素を固定**。
- CO₂の吸収・固定の他、**水質保全**、**漁場環境の維持・改善**、**観光資源としての活用等**、**多面的価値**を有することから、2050年ネット・ゼロ、ネイチャーポジティブ、サーキュラーエコノミーの統合的推進に貢献。
- **吸収源としての期待が大きい大規模なブルーカーボンの取組**について、**新たなIPCCガイドラインの検討**等を踏まえつつ、海藻を生産・育成することで温室効果ガスを吸収し、深海に貯留・固定し、**吸収量として算定・評価する取組の検討を推進**。

※ IPCC: Intergovernmental Panel on Climate Change

温室効果ガスインベントリへの反映状況

- 2024年に国連へ提出した**温室効果ガスインベントリ**では、**世界で初めて、海草藻場・海藻藻場による吸収量を合わせて算定・報告**。
- 2025年提出インベントリにおけるブルーカーボン生態系による吸収量は約34万トン(2023年度)。

マングローブ林



2023年提出インベントリで反映済

藻場(海草・海藻)



2024年提出インベントリで反映済

塩性湿地・干潟



今後検討

<写真>

UNEP Blue Carbon: <https://wedocs.unep.org/handle/20.500.11822/7772>
環境省: <https://www.env.go.jp/nature/saisei/>

深海貯留に関する調査

- 「令和7年度海洋資源を活用したCCUSに関する調査検討委託業務」⇒CO₂吸収源対策としての「ブルーカーボン」の拡大のために、**深海域における海藻類の挙動や周辺環境に及ぼす影響等について調査・検討**を行い、海洋資源を活用したCCUSの推進及びエネルギー起源CO₂の削減に資することを目的に実施。

深海潜水調査船支援母船「よこすか」 有人潜水調査船「しんかい6500」



ENEOS

JAMSTEC

PARI

※CCUS: Carbon dioxide Capture and Storage

<出典>

https://www.eneos.co.jp/newsrelease/20250520_01_1040009.pdf

大規模なブルーカーボンの社会実装に向けた戦略

- 大きな吸収ポテンシャルが期待される大規模なブルーカーボンの取組を推進するためには、**GHGインベントリへの計上とクレジット創出・流通が両輪**。

2050年ネット・ゼロ実現への貢献

大規模なブルーカーボンの取組の社会実装

GHGインベントリ計上

クレジット創出・流通

新たなIPCCガイドライン

方法論検討

大規模実証(補助事業)

※GHG: Greenhouse Gas

(参考) 循環經濟

循環経済（サーキュラーエコノミー）とは

- 循環経済（サーキュラーエコノミー）への移行は、資源や製品を経済活動の様々な段階で循環させることで、資源効率性を上げ、新たな資源の採取、エネルギーの消費や廃棄物発生をミニマム化するとともに、その循環の中で付加価値を生み出し、新たな成長の扉を開く鍵。

線形経済（リニアエコノミー）の限界

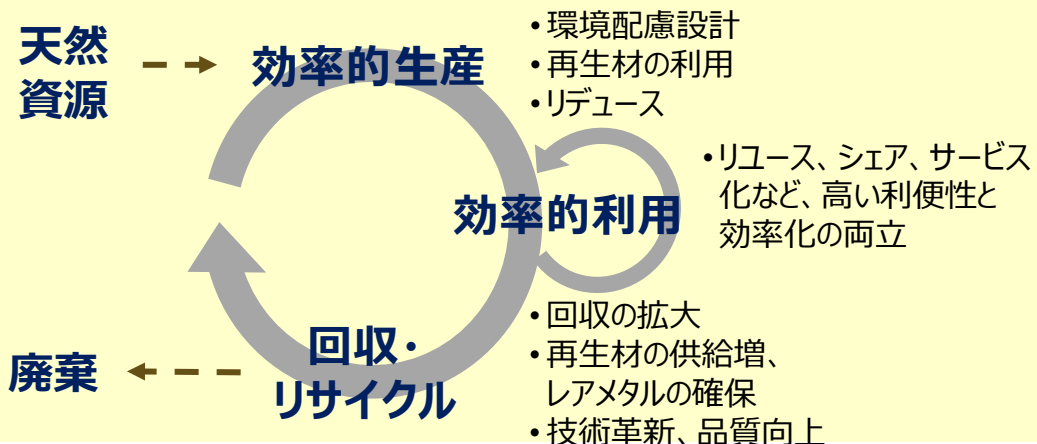
天然資源 → 大量生産 → 大量消費 → 大量廃棄

資源の採掘から加工、廃棄に至るライフサイクルにおける大量の温室効果ガスの排出

資源枯渇
資源採掘による環境負荷

廃棄による環境負荷
(海洋プラスチック、有害物質等)

循環経済（サーキュラーエコノミー）への移行



脱炭素化、産業競争力強化、
経済安全保障、地域活性化に貢献

※ 資源効率性 = $\frac{\text{国内総生産 (GDP)}}{\text{天然資源等の投入量}}$

背景等

- 循環型社会形成推進基本計画（循環基本計画）は、循環型社会形成推進基本法に基づく閣議決定計画（概ね5年ごとに策定）。

第五次循環基本計画（2024年8月2日閣議決定）の概要

課題

- ① 気候変動への対応・生物多様性の確保
- ② EUを中心にバッテリー・自動車・包装材等で再生材利用拡大の動き
世界的な資源需要の増加・鉱物資源等の価格高騰と供給懸念
- ③ 人口減少・少子高齢化による地域経済の縮小への対応（地方創生）

資源や製品を循環的に利用し付加価値を創出する循環経済への移行を
国家戦略として位置付け

循環経済を実現し、社会的課題を同時解決

ネット・ゼロ、
ネイチャーポジティブ等

産業競争力強化・
経済安全保障

地方創生・
質の高い暮らし

循環型社会の形成

循環経済に関する関係閣僚会議

- 2024年7月設置（議長：官房長官、副議長：経産大臣、環境大臣）
- 本会議が司令塔となり循環経済への移行を国家戦略として推進

2026年4月21日に第4回を開催

循環資源の獲得競争の時代に対応するため、
「循環経済行動計画」を決定。

循環経済（サーキュラーエコノミー）をめぐる世界・日本の状況



- 各国で重要鉱物及びリサイクル資源の輸出管理強化、国内資源確保、グローバル企業の再生材利用が進む中、我が国では石油・金属等の資源を輸入に依存する一方で、国内のリサイクル原料の多くが焼却、輸出されている現状がある。
- 我が国産業が競争力を強化していくためには、一次資源の安定供給確保に加え、二次資源である再生材の質・量の確保と利用拡大を推進し、国際的な資源獲得競争で優位に立つことが重要。我が国の経済安全保障にも直結。

世界各国の政策動向

重要鉱物・リサイクル資源に関する輸出管理強化・国内資源確保の動き

【EU】

- EU域外への廃電子機器等の輸出規制を強化（2024年施行）
- 廃自動車規則案暫定合意（2025年12月）
 - 再生プラ使用義務化等
- バッテリー規則
 - 廃バッテリーの回収義務化（一部2023年～）、バッテリー製造時の再生材利用の義務化（2031年～）等
- 2025年12月に、リサイクル資源を含む重要原材料の供給確保策をまとめたREsourceEU行動計画を策定

【アメリカ】

- 国内発生の高品質銅スクラップの一部を2027年から国内販売義務付け
- レアメタルのリサイクルを実施する企業へ金融支援を措置

【中国】

- 重要鉱物の輸出管理（2023年以降）や金属スクラップ（銅・アルミ）輸入規則緩和（2024年）を実施
- 2024年に国策企業の中国資源循環集団（資本金約2千億円）を設立

ASEANを中心とした国際連携二ーズの高まり

【ASEAN諸国】

- 不適正処理やリサイクルによる環境汚染の深刻化
- E-wasteの発生量が急増

グローバル企業の取組

- ブランド価値向上の観点から、再生材を利用する動きが加速

日本

動静脈連携が十分に進んでおらず、基幹産業に再生材を質・量・コストの面で安定的に調達できるサプライチェーンが確立されていない現状を踏まえつつ、日本の優れた技術やノウハウを活用した対応が求められている。

再生材利用

プラスチック
約43万トン（廃プラの4.7%）

資源輸入

石油、金属をはじめとした資源を輸入に依存（石油・ナフサ・鉱石・金属・金属製品輸入額 約31兆円）

海外輸出

金属：
鉄スクラップ 771万トン
アルミスクラップ 44万トン
銅スクラップ 42万トン

プラスチック
約126万トン（国内利用の約3倍）

静脈企業売上

欧州(Veolia)：
約7.3兆円
米国(Waste Management)：
約3.3兆円
日本(DOWA)：
約6,800億円

焼却処理等

食品ロス：
焼却・埋立等 約464万トン
プラスチック：
焼却・埋立等 約709万トン
（廃プラの約8割）

（注）数字は年間の値

循環経済パートナーシップの展開 ～「J4CE 2.0」に向けて～



Japan Partnership for Circular Economy (J4CE : ジェイフォース)

創設団体：環境省、経済産業省、日本経済団体連合会

構成員：237企業・団体（令和8年5月14日時点）

事務局：IGES（地球環境戦略研究機関）

発足：令和3年3月2日

ホームページ：<https://j4ce.env.go.jp/>

活動

- ① 循環経済に関する日本の取組事例の収集と国内外への発信・共有
- ② 循環経済促進に向けた対話の場の設定
- ③ 循環経済に関する情報共有やネットワーク形成

<J4CE2.0について>

- 2026年2月に開催した「J4CE第21回官民対話・ビジネス交流会」（野田経団連副会長・環境委員長、辻環境副大臣、小森経産政務官出席）において、創設から5周年の節目を迎えたJ4CEのこれまでの活動の総括と、今後の取組である「J4CE2.0」を発表。
- 2026年度は、日本企業の取組事例を収集し、国内のみならず、**COP31など国際会議**におけるサイドイベント・セッションを通じて**国外へ発信予定**。

循環経済に関する日本の取組事例収集と国内外への発信・共有

- 循環経済に関する国内企業への情報共有
- 国内企業の取組事例の収集・国外への発信
- 海外の循環経済に関する団体等との連携

特に活動を強化

循環経済促進のための対話の場の設定

- 官民対話の場を通じた国内外の政策理解
- 事業者間連携の強化を目的とし、対面によるワークショップを開催

継続

循環経済に関する情報共有やネットワーク形成

- ビジネス交流会による事業者間連携の機会の創出

継続

循環経済に関する国内外の情報収集・発信

- 循環経済に関する国内企業への情報共有
- 国内企業の取組事例の収集・国外への発信（国際会議などにおけるサイドイベント/セッションの開催）



事例集（日本語・英語）
2026年度作成予定
（事例募集）

- 海外の循環経済に関する団体等との連携（国際会議・フォーラム・CEイベント）

循環経済促進のための対話の場の設定

- 官民対話の場を通じた国内外の政策理解
- 事業者間連携の強化を目的とし、対面によるワークショップを開催（地方版も模索）

循環経済に関する情報共有やネットワーク形成

- ビジネス交流会による事業者間連携の機会の創出

国内外の個別プロジェクト・連携事例の創出

J4CE1.0 Activities (2021～)

J4CE 2.0 Activities (2026～)

太陽電池廃棄物の再資源化等の推進に関する法律案の概要

- 太陽光パネルの大量廃棄に備え、**多量の事業用太陽電池の廃棄をしようとする者（太陽光発電事業者等）に国が定める判断基準に基づくリサイクルの実施に向けた取組を義務付けるとともに、費用効率的なリサイクル事業の計画を国が認定する制度を創設し、都道府県ごとの廃棄物処理法の許可を不要とする等の措置を講ずる。**

主な措置事項

① 国による基本方針の策定

- 各主体の役割、リサイクル目標、施設整備の促進、費用低減・技術開発等の施策の方向性の明示

② 多量の事業用太陽電池の廃棄をしようとする者（太陽光発電事業者等）への規制

- 国が定める判断基準（段階的に強化）に基づくリサイクルの実施に向けた取組を義務付け（指導・助言、勧告・命令）

※指導・助言は全ての事業用太陽電池の廃棄をしようとする者が対象
※廃棄の抑制のための措置についても判断基準を策定（指導・助言）

- 多量事業用太陽電池廃棄実施計画の事前届出義務

③ 費用効率的なリサイクルを促進するためのリサイクル事業者への措置

- 費用効率的なリサイクル事業の計画を国が認定し、都道府県ごとの廃棄物処理法の許可を不要とする特例措置、保管基準の特例措置等
- 技術開発・施設整備等の財政上の措置

※リサイクル設備の開発・導入
再生材の価値向上に資する技術実証
保管施設の活用実証・導入等を想定



④ 製造・輸入業者及び販売業者に対する措置

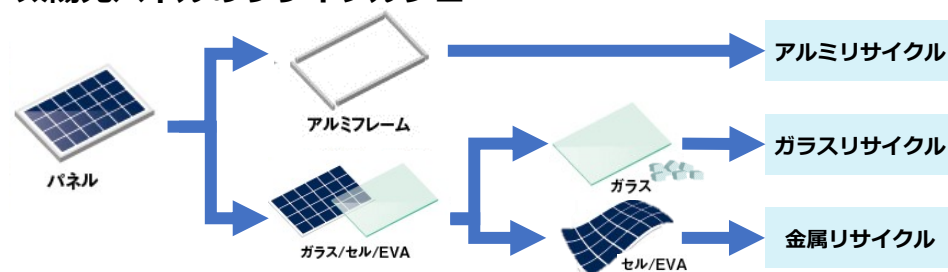
- 環境配慮設計の実施等の措置
- 含有物質に関する情報提供等の措置

⑤ 制度の見直しに向けた検討規定（附則）

- 最終処分場の残余年数、リサイクル費用の状況等を勘案して、太陽光パネルの幅広い廃棄に関する者を対象とした義務付けを検討し、制度を見直し

施行期日 公布から1年6か月以内で政令で定める日

太陽光パネルのリサイクルフロー



廃棄物の処理及び清掃に関する法律等の一部を改正する法律案の概要

現状・課題

措置事項

<スクラップヤードへの規制強化>

- 金属、プラスチック等の保管又は再生を行う**スクラップヤードの一部において騒音、悪臭、水質・土壌汚染、火災等が問題。**
- 不適正なスクラップヤードを経由した**金属資源等の海外流出も指摘**されている。

※ 自治体へのアンケートにより全国で4000件超の事業場を確認。
写真は不適正なスクラップヤードの例。

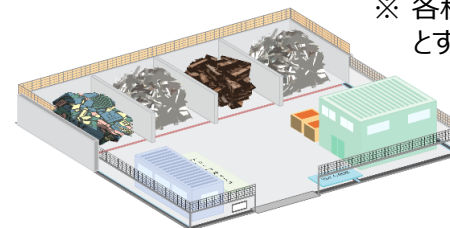


<施行期日> 公布の日から2年6か月を超えない範囲内において政令で定める日

(廃棄物処理法等※の改正)

- 保管又は再生**を行う事業に関し、**許可制を導入。**
- 対象物品に応じた**保管、再生の方法の基準を設ける。**
基準違反には、改善命令、措置命令、罰則を適用。
- 環境汚染のおそれのある物品の**輸出の際の環境大臣の確認**の仕組みの創設。

※ 各種リサイクル法等上の認定事業者を許可みなしとするためのこれらの法の改正を行う



<災害廃棄物の処理の推進>

- 令和6年能登半島地震等の災害の教訓を踏まえ、災害廃棄物の処理を推進する措置が必要。
 - 仮置場候補地、災害廃棄物推計量等の事前計画の不足
 - 民間の廃棄物処理場の活用の停滞
 - 被災自治体の人員・専門的知見の不足



<施行期日> 公布の日から3か月を超えない範囲内において政令で定める日等

(廃棄物処理法の改正)

- 市町村に、災害廃棄物処理に係る計画策定を義務付け、自治体と民間事業者等との間の災害支援協定の締結の推進。**
- 災害廃棄物を受け入れる**民間の最終処分場に対する都道府県知事の指定制度**を創設。
- 国は、災害廃棄物処理に係る調査研究、技術開発等を推進。

(JESCO法※の改正)

- 自治体への専門支援機能を担えるよう、災害廃棄物に関する事業を追加。

※ 中間貯蔵・環境安全事業株式会社

※このほか、平成26年改正において手当てする必要があった廃棄物処理法第6条の2について、規定の修正を行う。

ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法 及び中間貯蔵・環境安全事業株式会社法の一部を改正する法律案の概要



現状・課題

<高濃度PCBに係る課題>

- PCB法において、高濃度PCB廃棄物及び高濃度PCB使用製品の法定の処分期間内（令和5年3月末等）の処分（処分の委託を含む。）を義務付け。
- 中間貯蔵・環境安全事業株式会社（JESCO）におけるPCB処理事業が終了※し、今後、少量・散発的に発生するPCB廃棄物の取扱いを定める必要。**

※ 現行法はJESCOの処理が終了前の処分を義務付け
高濃度PCB製品は、引き続き廃棄物とみなす。

※ JESCOにおけるPCB処理事業の期間は立地地方公共団体との約束を
踏まえて設定され、PCB法に基づく政府の基本計画に記載

<低濃度PCBに係る課題>

- PCB法において、低濃度PCB廃棄物の法定の処分期間内（令和9年3月末）の処分を義務付け。
- 使用中の低濃度PCB使用製品**は相当数存在し、
今後も**低濃度PCB廃棄物は相当数発生**。

措置事項

（PCB法の改正）

<高濃度PCB>

- JESCOの事業終了後、新たに発見される高濃度PCB廃棄物に備えて処分期間の規定を見直す※。 ※ 発見後に一定期間内の処分を義務付ける
- 今後、処理能力を有する民間処理施設で安全に処分※。** ※ 民間処理施設での処理に係る基準等は
廃棄物処理法の告示改正で措置

<低濃度PCB>

- 使用終了後の適正な処分を図るため、**低濃度PCB使用製品の管理基準や届出制度を創設。**

（JESCO法の改正）

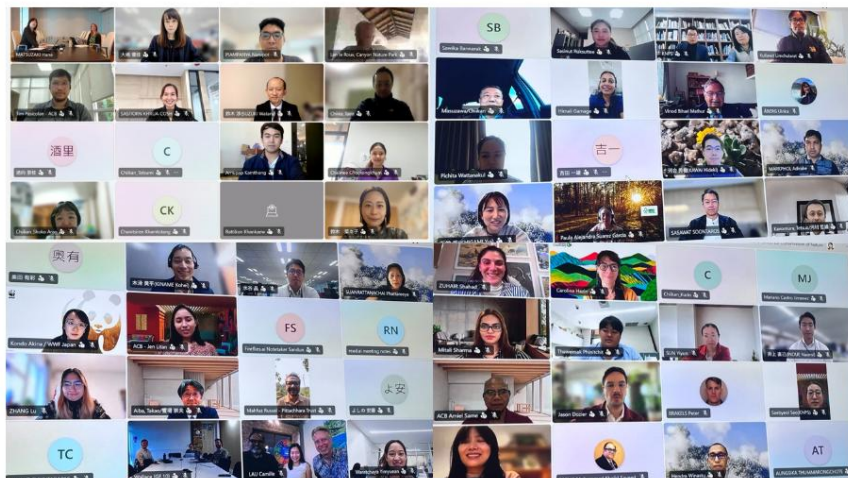
- 高濃度PCB廃棄物の処理が完了するため、
JESCOのPCB処理事業等を廃止。

(参考) 自然再興

国際自然保護連合(IUCN)・経団連自然保護協議会 (KNCC) と連携した「OECMを通じた生物多様性保全への民間セクターの参画促進プロジェクト」

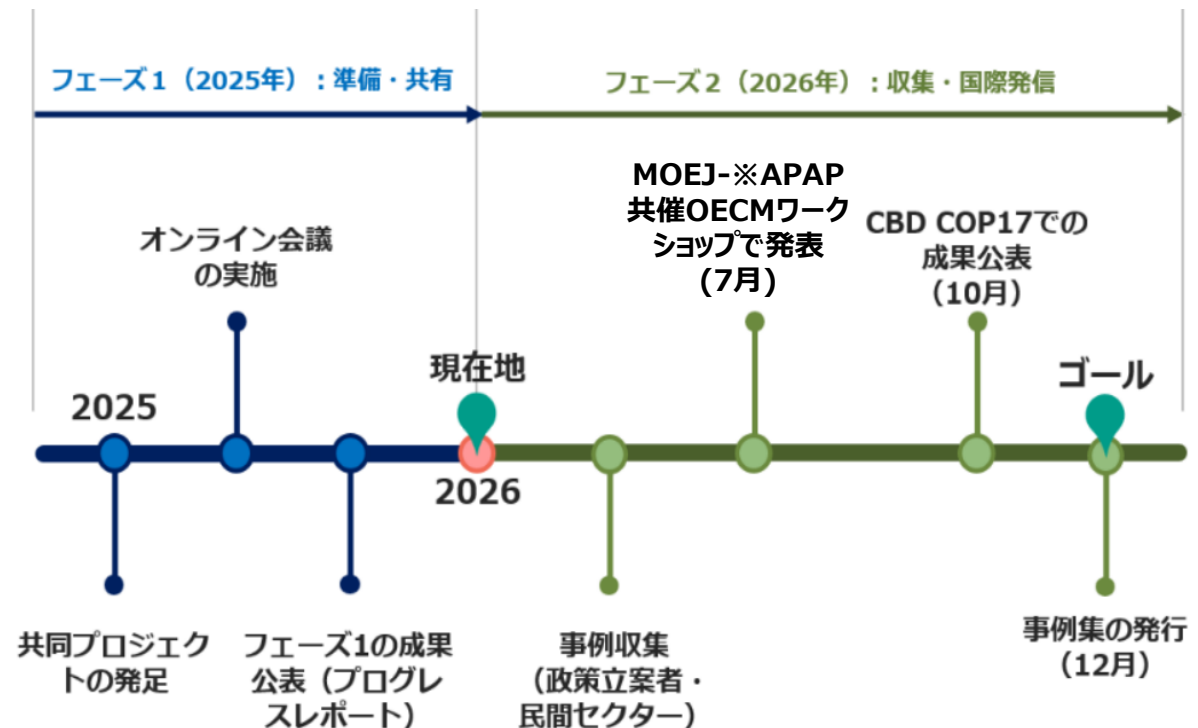


- IUCN・KNCC・MOEJによる本共同プロジェクトでは、日本の自然共生サイトを始めとした世界各地の優良事例を掲載した民間セクターのOECM参画の具体的な参考となるガイドブックをとりまとめ、2026年10月のCBD COP17で提示する予定。
- プロジェクトの一環として、2026年2月にオンライン会合を開催し、民間セクターがOECMを実施する際に直面する課題や生物多様性保全への関与を促進する方策について意見交換を実施（3月に結果を報道発表済）。



Participants joined online to exchange knowledge ©IUCN

[Expanding Conservation Impact: A Discussion on Non-State Actor Engagement in OECMs - Story | IUCN](#)



※APAP: アジア保護地域パートナーシップ

ネイチャーポジティブ世界サミット i n 熊本 7月14-15日



自然回復を、世界の主流に。

世界50カ国以上から、政府・企業・金融・NGO・自治体・研究者などネイチャーポジティブのキーマンが集結する国際会議

「自然を守る」ではなく、回復させながら経済と社会を前進させる企業の表明



GLOBAL
NATURE
POSITIVE
SUMMIT
2026
KUMAMOTO JAPAN

【サミット概要】

世界50カ国以上から、政府・企業・金融・NGO・自治体・研究者などネイチャーポジティブのキーマンが集結する国際会議。

*開催日:2026年7月14日(火)・15日(水) ※16日はエクスカースション

*開催地:日本・熊本市(熊本城ホール)

*主催:ネイチャー・ポジティブ・イニシアティブ (NPI)、
IUCN日本委員会、ICLEI日本

*共催:環境省、農林水産省、国土交通省、サミット発起人組織委員会

*想定参加者:ネイチャーポジティブ社会の実現に関心のある
国内外企業・金融機関、NGO、自治体、教育研究機関
500名~1,000名(総数 2,000名想定)

※2024年にオーストラリア・シドニーで開催された第1回に続き、
第2回はアジアで初、日本開催となる。



© 2026 Nikkei Business Publications, Inc. All rights reserved.

生物多様性条約第17回締約国会議（CBD COP17）



日程・場所

日程：2026年 10月19日(月)～10月30日(金)

場所：アルメニア共和国・エレバン



アルメニアの位置



主な議題

- ・ グローバルレビュー（※）
- ・ 資金動員・資金メカニズム
- ・ 遺伝資源のデジタル配列情報
- ・ 生物多様性の主流化
- ・ 合成生物学
- ・ 保護地域（OECM含む）
- ・ IPBES
- ・ 生物多様性と気候変動
- ・ 海域、島嶼の生物多様性
- ・ 侵略的外来生物 等

※グローバルレビュー：2022年に採択された「昆明・モンリオール生物多様性枠組（GBF）」の世界的な進捗状況进行评估

サイドイベント等

30by30目標実現に向けた自然共生サイト認定、ネイチャーポジティブ経済、SATOYAMAイニシアティブ等の日本の取組をG7ANPE（※）等の場で発信予定。

※G7ANPE(G7ネイチャーポジティブ経済アライアンス)：
2023年G7 札幌 気候・エネルギー・環境大臣会合において、情報共有やネットワーキングを目的に設立

※COMDEKS(SATOYAMAイニシアティブ推進プログラム)：
経団連自然保護基金(3億円)、日本政府(7億円)の拠出により運営



COMDEKS（※）の支援状況等を発表
@COP16サイドイベント